

7-1_帳票要件_個人住民税

帳票 内容	No.	帳票名称	帳票用途 (帳票の用途)	主な出力条件	実装済 有/無 (注)	実装済 有/無 (注)	用途 (外番種別)	用途タイプ (内番種別)	代替可否 (内番種別)	備考	事務届記入			町構成要素		
											【実現性評価】 事業からの影響 (※まだ詳しい意見でないものは表裏しております。)	【APPL10からの紐着事項】 その他の帳票すべき情報	【統計分類】		【帳票訂 対応方針】	
内部	1	事業所情報確認リスト	登録されている事業所の一覧	<実装すべき出力条件> ・特別徴収の有無 ・休業 ・除籍	実装すべ き	実装すべ き					<p>【現状の対応状況】 0225年までの実績 △製品E「事業所一覧のEUCに対して、現年度の特種課税有無を追加することは可能 休業・除籍は専用の管理項目として設定していない。メモ情報に「休業」「除籍」の文字が含まれているかとい う判定で実施可能」</p>	<p>APPL10からの紐着事項No. 43 「機能要件にも記載がありますが休業・除籍 については管理する必要はないと思われる。 ※お問合せから確認した方がよいと思われる。 休業・除籍についてはこれまで弊社お客 様から要望はございません。」</p>	保留	<p>【備考】 製品Eからの意見については、機能要件1.1.47.に関わる内 容であり実装性評価時で構成員確認を実施しているため、 その確認結果を踏まえて本構成要件についても検討する。</p>		
内部	2	年度切替特種チェックリスト	年度切替処理で基本情報等の確認が必要と判断 されたものチェックリスト		実装すべ き	実装すべ き					<p>前年度の台帳作成にかかる処理 (1.1.1.、1.1.2.等) の結果の確認用に出力量。 当該処理の実施の際に併せて出力する。</p>	<p>APPL10からの紐着事項No. 143 「基本情報等の確認が必要と判断されたも の」について、どのような条件で抽出すべき か標準仕様書に記載して頂きたい。</p>	検討対象	<p>【実現性評価】 現時点で未対応の事業者についても2025年までの実装は概 ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無し とします。</p> <p>【紐着事項】 条件等訂で確認いたします。 基本情報等の確認が必要なケースについてご回答くだ さい。 ご提供いただいた内容に基づき、構成案や要件の考え方理 由を確認します。</p>		
内部	3	送り異動者一覧	総課税日以前に属した住記異動者の一覧 物理体課税及び課税課税を確認する課税資料 住記異動情報の異動事由を任意に指定して、出 力する	<実装すべき出力条件> (機能: 1.1.5.)	実装すべ き	実装すべ き					<p>0225年までの実績 △製品E「任意の理由で抽出できるので、任意システムとして同じ抽出機能が必要か?」 △製品F「実用上問題が無ければ除籍区分での対応とした」</p>		保留	<p>現時点で未対応の事業者についても2025年までの実装は概 ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無し とします。</p>		
内部	4	配偶者未特定一覧	夫婦関係が特定できなかった者の一覧	<実装すべき出力条件> 以下の条件で夫婦関係が特定できなかった者 1. 特定配偶者未特定あり配偶者未特定なし 2. 候補者が複数 (子2人・子の妻1人の場合等) あり、不特定となる	実装すべ き	実装すべ き					<p>条件に該当した対象者、配偶者、告知した条件を確認する。</p>	<p>0225年までの実績 △製品E「夫婦関係が特定できなかった者の一覧を作成した後の、業務内容が不明」。 △製品F「現在の状況、対応チェック項目に「既婚未特定」のマーク出力でも適用上必要な機能は満た していると思われるため」 △製品G「他社の申告実況システムの機能と組み合わせで対応する方針」</p>	保留	<p>現時点で未対応の事業者についても2025年までの実装は概 ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無し とします。</p>		
外部	5	給与支払報告書 (総括表)	特別徴収義務者に対して、当初課税前に送付する 総括表	<実装すべき出力条件> ・給与支払報告書 (個人明細書) の発送希望 ・期前・特別徴収切替届提出を提出し、期前で確定番号を採番 (給与支 払報告書の提出済は無し) した事業所 ・前年度に給与の支払がなく給与支払報告書がないが、前年度 (6月~ 12月) に特別徴収実績がある事業所 ・事業所確定番号	実装すべ き	実装すべ き				専任紙	<p>別途定義している帳票出力項目では、システム印字が必要な項目のみを定義している。 専用紙として印刷済み (プレプリント) であることが前提の項目は、帳票出力項目として定義して いない。</p>	<p>APPL10からの紐着事項No. 76 機能要件No.5の主な出力条件には実装すべき出 力条件として5点記載されていますが、標準規 格No.1.2.1の抽出条件には実装すべき機能とし ては、実装してもしなくても良い機能として 4点記載されており、標準要件と機能要件で不 整合が発生しています。</p>	保留	<p>【備考】 機能要件の確認結果の整理に合わせて修正します。</p> <p>【その他】 【製品E質問について】 条件方針として、本構成案を、申告様式帳票の宛名は対 象外とする方針であることを確認しました。 また、申告様式は各章の中に送付され、標準仕様書からそ ちらを参照する構成とすることで整理です。 このため、印字項目より宛名に係る情報を削除とする対応 とします。 なお、レイアウトを標準仕様書で定義しないので、宛名に 関する記載はAUとして整理する予定です。</p>		
内部	6	総括表送付対象リスト	総括表送付対象の事業所の確認用の帳票	<実装すべき出力条件> ・年度途中で異動届の提出などがあり特別徴収対象者がいる、前年度の 1月1日から12月31日までで特別徴収・給与あり ・前年度途中で異動届の提出あり、休業・休業中の事業所、及び電子媒体での 提出事業所以外の前年度給与支払報告書提出事業所 ・給与支払報告書 (明細書) の出力希望 ・送付が必要のない対象事業所を任意で指定できる。 ・給与支払報告書 (総括表) の発送希望	実装すべ き	実装すべ き						<p>0225年までの実績 △製品E「既存ユーザーから要望が無い」</p>		保留	<p>現時点で未対応の事業者についても2025年までの実装は概 ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無し とします。</p>	
内部	7	総括表送付リスト	総括表送付済みの事業所の確認用の帳票	<出力項目> ・事業所情報 (事業所名、所在地、及び送付先) ・給与支払報告書 (総括表) 枚数 (事業所別及び合計) ・給与支払報告書 (明細書) 枚数 (事業所別及び合計)	実装すべ き	実装すべ き						<p>0225年までの実績 △製品E「総括表送付に出力する帳票でしょうか。枚数項目は必要でしょうか。枚数項目は必要でしょうか。枚数項目は必要でしょうか。」 △製品F「総括表送付に出力する帳票でしょうか。枚数項目は必要でしょうか。枚数項目は必要でしょうか。枚数項目は必要でしょうか。」</p>	報告	<p>【実現性評価】 現時点で未対応の事業者についても2025年までの実装は対 応可能として回答されているため、本要件は変更無しと します。</p> <p>【紐着事項】 回答として以下を送付済みです。 二回送付済み、総括表を送付した対象を確認するための一 覧です。 また、給与支払報告書 (総括表) の出力項目について、枚 数は変更とします。 上記の通り、主な出力条件の記載から、以下を削除しま す。 ・給与支払報告書 (明細書) 枚数 (事業所別及び合計)</p>		
内部	8	事業者情報比較リスト	「eTax総括表の事業者情報」と「税を管理シス テムに登録されている事業者情報」を比較す ためのリスト		実装すべ き	実装すべ き					<p>eTaxで提出された総括表の情報と宛名情報と比較し、システムに登録済みの情報の更新が必要な対 象を確認するためのリスト。 誤送付の防止のために利用する。</p>	<p>0225年までの実績 △製品E「他社の申告実況システムの機能と組み合わせで対応する方針」</p>	保留	<p>現時点で未対応の事業者についても2025年までの実装は概 ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無し とします。</p>		
内部	9	給与支払報告書媒体提出事業所リス ト	給与支払報告書を媒体で提出する特別徴収義務 者のリスト		実装すべ き	実装すべ き				EUCで代替可	<p>0225年までの実績 △製品E「理由なし」</p>		保留	<p>現時点で未対応の事業者についても2025年までの実装は概 ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無し とします。</p>		

開封 状況	№	帳票名等	帳票種別(帳票の用途)	主な出力条件	運用状況	発生機 能(注)	用途 (外帳種別)	取得手段 (外帳種別)	伝送方式 (内帳種別)	備考	要件の争点・理由	【実質性評価】 事業者からの回答集約 (※まだあった事項でないものは省略して記します。)	【APPL10からの疑義事項】 その他の疑義について	【検討分類】	【帳票訂 対応方針】	※ご意見・疑義事項等がある場合にはこちらの列にてご記入ください。
内部	10	新橋特別徴収税担当者提出事業所リスト	前年度以前にeLTAで「従業員全員が普通徴収」として給与支払報告を出した事業所が、新橋区において初めて特別徴収対象者が含まれた形で給与支払報告を提出した事業所を抽出したリスト		実行すべき	実行すべき					eLTAの納税者IDと特別徴収義務者指定番号が紐づかない事業所がないかを確認するためのリスト 宛名登録がない事業所を確認し新規登録するための確認に利用する。	①現状の対応状況→9社未対応 帳票要件に未対応(現在の適用なし) 6社 ※本帳票以外の出力機能は可能との指摘あり。 ・製品D「納税者IDと事業所の紐づけ」について、オンライン画面上で確認することができるため、該当帳票はありませぬ。 ・製品F「eLTAの納税者IDと特別徴収義務者指定番号が紐づかない事業所は、当初資料登録の画面等で事前に確認可能」。 ・製品G「CSV出力のみ、帳票なし」。 納税者IDと紐づかない事業所は「給報指定番号未特定リスト」で確認可能。」 理由未記載3社 ②2025年までの実施 ×製品E「既存ユーザから要望が無い。」 ×製品F「想定されている確認処理要件は画面上から可能であるため」		—	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本案件は変更無しとします。	
内部	11	eLTA給与支払報告書提出事業所リスト	給与支払報告書eLTA経由で提出する特別徴収義務者のリスト		実行してもしなくても良い	実行してもしなくても良い										
内部	12	新橋eLTA給与支払報告書提出事業所リスト	新橋eLTA給与支払報告書を出した事業所を抽出したリスト(納税者IDを新たに更新した事業所も含む)		実行すべき	実行すべき					eLTAの納税者IDと特別徴収義務者指定番号が紐づかない事業所がないかを確認するためのリスト 宛名登録がない事業所を確認し新規登録するための確認に利用する。	①現状の対応状況→9社未対応 帳票要件に未対応(現在の適用なし) 6社 ※本帳票以外の出力機能は可能との指摘あり。 ・製品D「納税者IDと事業所の紐づけ」について、オンライン画面上で確認することができるため、該当帳票はありませぬ。 ・製品F「eLTAの納税者IDと特別徴収義務者指定番号が紐づかない事業所は、当初資料登録の画面等で事前に確認可能」。 ・製品G「CSV出力のみ、帳票なし」。 納税者IDと紐づかない事業所は「給報指定番号未特定リスト」で確認可能。」 理由未記載2社 ②2025年までの実施 △製品A「他社の申告支援システムの機能と組合せて充足する方針」		—	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本案件は変更無しとします。	
内部	13	社会保険料控除算定一覧	個人ごとの前年度の社会保険料の取納額の一覧		実行すべき	実行すべき				EIOで代替可						
外部	14	確定申告参考資料(案内)	個人ごとの前年度の社会保険料を確定申告の参考資料として通知するための案内文書	<実行すべき出力条件> 前年度に確定申告の提出があったもの	実行してもしなくても良い	実行してもしなくても良い	専用紙(注冊は可)				前年度の社会保険料を通知することで、住民の正確な申告に寄与するもの。					
外部	15	個人住民税申告書	当初課税前の送付用の住民税申告書	<実行すべき出力条件> ・上記様式等に係る所得の異なる課税方式に関連する対象者 ・「前年住民税申告書提出有無」「前年度の優先資料が個人住民税申告書であること」「所得種類」「更正事由」「転入・出時期」 ・支援措置対象の設定有無 ・未申告者 ・未申告者 ・未申告者 ・生活保護の有無 <実行しない出力条件> ・前年度 ・前年度 <除外条件> ・前年度、確定申告提出者 ・事業所、定額課税対象者 ・住宅外課税者 ・高齢者より高齢、一括処理対象者 ・死亡者 ・前年課税区分 ・他団体課税者	実行すべき	実行すべき	専用紙				別途定義している帳票出力項目では、システム印字が必要な項目のみを定義している 専用紙として印字済(プレプリント)であることが前提の項目は、帳票出力項目として定義していない。	①現状の対応状況→9社未対応 帳票要件に未対応(現在の適用なし) 1社 一部又は全部の出力条件に未対応5社 一部又は全部の出力項目(帳票印字項目)に未対応2社 ・課税要件 ・前年度課税情報 ・前年度の国民健康保険料・税の金額 ・前年度の後期高齢者医療保険料の金額 ・前年度の介護保険料の金額 ・前年度の本人該当区分(特例) ・前年度の本人該当区分(他府) ・前年度の本人該当区分(準準課税) ・前年度の本人該当区分(ひとり親控除) ・前年度の本人該当区分(勤労学生控除) ・前年度所得 ・台帳番号 ・通入番号 理由未記載1社 ②2025年までの実施 △製品E「未対応の条件については、既存ユーザから要望が無い。」 △製品A「理由なし」		—	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本案件は変更無しとします。	
内部	16	申告書発送対象者リスト	申告書発送対象となっている個人の確認用の帳票	<実行すべき出力条件> ・上記様式等に係る所得の異なる課税方式に関連する対象者 ・前年度課税情報(前年住民税申告書提出有無)「前年度の優先資料が個人住民税申告書であること」「所得種類」「更正事由」「転入・出時期」 ・支援措置対象の設定有無 ・未申告者 ・未申告者 ・未申告者 ・生活保護の有無 <除外条件> ・前年度、確定申告提出者 ・事業所、定額課税対象者 ・住宅外課税者 ・高齢者より高齢、一括処理対象者 ・死亡者 ・前年課税区分 ・他団体課税者	実行すべき	実行すべき			EIOで代替可			①現状の対応状況→7社未対応 帳票要件に未対応(現在の適用なし) 2社 一部又は全部の出力条件に未対応4社 理由未記載1社 ②2025年までの実施 △製品E「未対応の条件については、既存ユーザから要望が無い。」 △製品A「理由なし」	APPL10からの疑義事項No. 77 帳票要件以外の出力条件には実行すべき出力条件として記載されていますが、機能要件No. 31には実行してもしなくても良い機能として記載されており、機能要件と機能要件で不整合が発生しています。	報告	【実質性評価】 現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本案件は変更無しとします。 【留意事項】 帳票要件に合わせ、機能要件を修正します。関係帳票件に対応方針として記載済みです。	
内部	17	申告書発送者リスト	住民税申告書を送った人の一覧 発送済み対象者の確認用		実行すべき	実行すべき				EIOで代替可						
外部	18	住民税申告自動通知	申告期限に、住民税申告を期日までに実施したため自動的に案内通知	<実行すべき出力条件> 住民税申告書の実行すべき出力条件と同じ	実行してもしなくても良い	実行してもしなくても良い	汎用紙									
外部	19	簡易申告書	前年中に所得がない、前年中の所得が非課税の場合のみは前年中の所得の合計が各種控除の合計額以下の場合にのみ対象となる簡易申告書	<実行すべき出力条件> ・前年所得が非課税のみ ・前年中の所得の合計が各種控除の合計額以下の場合にのみ対象となる簡易申告書 <実行してもしなくても良い出力条件> ・一部未申告(障害、高齢、不動産)及び完全未申告の別(条件指定し、一覧、通知の出力が可能)	実行してもしなくても良い	実行してもしなくても良い	汎用紙									
外部	20	申告特例不適用お知らせ文書	ふるさと納税による申告特例が不適用であったことを通知するための資料 税務官の8割が出力可能であること	<実行すべき出力条件> ・前年度	実行すべき	実行すべき	汎用紙	A4縦				①現状の対応状況→11社未対応 帳票要件に未対応(現在の適用なし) 3社 一部又は全部の出力項目(帳票印字項目)に未対応3社 ・印刷 ・案件情報 ・手続に必要な書類の案内(2社未対応) ・所得控除番号、送付先(2社未対応) ・宛先番号 ・発送番号 ・注意書き ・文書番号 関係仕様等で定めるレイアウトに未対応1社 理由未記載2社 その他の留意2社 ・製品E「申告特例不適用お知らせ文書について、申告特例通知の一覧と申告特例の適用状況を示すEIOを使用し、任意文章作成機能またはExcelによる差し込み印刷で対応している」 ・製品G「送付機能のリスト作成機能あり」 ②2025年までの実施 △製品D「申告特例不適用お知らせ文書についてこれまで弊社お客様から要望がなく実行すべき機能として求められておらず適用条件であると考えられるため。」 △製品E「出力形式が不明」 △製品F「関係化仕様の決定を踏まえ対応を検討予定」	APPL10からの疑義事項No. 44 申告特例不適用お知らせ文書について、これまで弊社お客様から要望がなく実行すべき機能として求められておらず適用条件であると認められるため、実行してもしなくても良い機能に移動するように検討をお願いします。 APPL10からの疑義事項No. 144 帳票レイアウトを標準仕様書に記載して頂きたい。	—	【実質性評価】 本帳票要件のニーズについては、これまでのやり方で確認できたために現在の定義に準じます。これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本案件は変更無しとします。 【疑義事項】 (No. 44) 回答のみで対応済みです。「弊社」となっていますが、APPL10としての理解のご提示をお願いできればと存じます。確認したご意見については、実質性評価の内容も踏まえ検討いたします。 (No. 144) 回答のみで対応済みです。帳票レイアウトは提示済みです。	

開票 区分	№	帳票名称	帳票概要 (帳票の用途)	主な出力条件	運用期	帳票 種別 (注)	用途 (外帳種別)	再入力 方式 (外帳種別)	内帳種別 (内帳種別)	備考	案件の考え方・理由	【実現性評価】 事業者からの回答集約 (※まだあった事項でないものは省略して記します。)	【APL1からの種別集約】 その他の帳票への集約	【検討分類】	【帳票群 対応方針】	※ご意見・経費事項等がある場合にはこちらの列にてご記入ください。
内部	21	申告特例不適用お知らせ一覧	ふるさと納税による申告特例が不適用であったことをお知らせするための資料を出力した対象者の一覧 ※申告書の8年分が出力可能であること	<要請すべき出力条件> ・年度 ・課税年度	実行済み	実行済み			EOで代替可		【2025年までの実施】 △製品E「申告特例不適用お知らせ文書についてこれまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず適切な要件であると考えられるため。」 △製品F「告知させ文書の対応予定による」 △製品G「保持データの関係上、適年度の対応が困難なため」 △製品H「他社の申告支援システムの機能と照合させて決定する方針」		—	本帳票案件のニーズについては、これまでの計で確認できたために現在の定義に至ります。 現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本案件は変更無しとします。		
内部	22	同一人物確認リスト	個人の基本情報に基づき同姓同名、生年月日性別等を基にした同一人の確認用のリスト ※申告書の8年分が出力可能であること	<要請すべき出力条件> ・年度 ・課税年度	実行済み	実行済み			EOで代替可		【2025年までの実施】 △製品I「保持データの関係上、適年度の対応が困難なため」		—	本帳票案件のニーズについては、これまでの計で確認できたために現在の定義に至ります。 現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本案件は変更無しとします。		
内部	23	普通徴収記録から月送額対象確認リスト	普通徴収記録時に特別徴収記録データのチェックを行い、対象者を確認する帳票		実行済み	実行済み			EOで代替可		【2025年までの実施】 △製品J「特異回線に別月課税データに移行し、退職者はそのまま特異回線をかけて頂くためのリストが必要であるため」 △製品K「理由なし」		報告	実現性評価の結果を踏まえ、「 実施してもしくなくとも良い 」案件とします。		
内部	24	職員分受給者更新結果確認表	受給者番号を更新した職員のリスト		実行済み	実行済み			EOで代替可					報告	【1】と重複する帳票であったため、削除します（【1】に置き換えます）。	
内部	25	当初課税資料確認一覧表 (事業所別)	当初課税資料確認一覧表 (事業所別)	<出力項目> ・氏名 ・住所 ・生年月日 ・受給者番号 ・事業所内一連番号	実行済み	実行済み			EOで代替可		当初課税資料から特別徴収義務者への確認が必要な対象者をリスト化したもの。	【2025年までの実施】 △製品L「事業所別の特別徴収義務者作成する際に、作成時点で返戻により特別徴収から普通徴収へ切り替わっている対象者を念めて作成するため、この機能は不要と認識しています。」 △製品M「機能がない」 理由未記載 3社	APL1からの種別集約No.145 「特別徴収義務者への確認が必要な対象者」について、どのような条件で抽出すべきか標準仕様書に記載して頂きたい。	検討対象	【実現性評価】 本帳票案件のニーズについては、これまでの計で確認できたために現在の定義に至ります。 これを踏まえ、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本案件は変更無しとします。 【記載事項】 具体的な条件を訂で確認します。 特別徴収義務者への確認が必要な対象の抽出条件についてご回答ください。 課税資料登録がある特別徴収義務者を全件抽出できれば良い場合は、その旨ご回答ください。	
外部	26	当初課税資料確認用文書	当初課税資料から確認が必要な個人の課税情報の提供用文書		実行済み	実行済み	汎用紙				本帳票については、印字項目・レイアウト変更の要否を含めて検討中。	【2025年までの実施】 △製品N「事業所別に、不明瞭なものがあるため。」 △製品O「当初課税資料確認一覧表（事業所別）についてこれまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず適切な要件であると考えられるため。」 △製品P「出力項目から何を事業所に確認するのかわかりません」 △製品Q「当初課税資料から確認が必要かどうかを判断するための条件が不明」	APL1からの種別集約No.146 「当初課税資料から確認が必要な個人」について、どのような条件で抽出すべきか標準仕様書に記載して頂きたい。	検討対象	【実現性評価】 現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本案件は変更無しとします。 【記載事項】 具体的な条件を訂で確認します。 課税資料登録がある個人を全件抽出できれば良い場合は、その旨ご回答ください。 また、出力が必要な項目を標準仕様書に例示するため、出力必須の項目についてご回答ください。	
外部	27	他団体届送資料	自団体に課税種がなく、他団体への送付が必要な資料の届送用文書（「届送先」「送付文書」「送付資料」「事業所届送先」）		実行済み	実行済み	汎用紙				同上					
内部	28	届送資料一覧	届送用文書を出した対象の一覧	<出力項目> ・資料種別 ・資料番号 ・氏名 ・住所 ・生年月日 ・届送先情報 (届送先団体名)	実行済み	実行済み										
外部	29	給与支払報告書_標準	システムで管理している給与支払報告書情報 (電子申告データ) を各申請書の給与支払報告書に出力する 年度や追加・訂正も記す	<要請すべき出力条件> ・特別徴収義務者 ・納税義務者 ・個人未特定	実行済み	実行済み	汎用紙				△LAXや媒体経由で、電子データでの提出分の申告情報を各申請書で出力したものを、届送や照会回答に使用することを想定している。					
外部	30	公的年金等支払報告書_年金振替	システムで管理している公的年金等支払報告書情報 (電子申告データ) を各申請書の公的年金等支払報告書に出力する 年度や追加・訂正も記す	<要請すべき出力条件> ・特別徴収義務者 ・納税義務者 ・個人未特定	実行済み	実行済み	汎用紙				△LAXや媒体経由で、電子データでの提出分の申告情報を各申請書で出力したものを、届送や照会回答に使用することを想定している。					
内部	31	(国税連携) イメージ印刷	課税情報を基に作成した、国税連携資料のイメージ化して出力する	<要請すべき出力条件> ・個人未特定	実行済み	実行済み			代替不可							
内部	32	住宅借入金等特別税額控除リスト	住宅借入金等特別税額控除があるもののリスト 控除額等の確認用資料	<出力項目> ・当該課税年度の前年度の適用人数 ・市区町村長税分の控除額合計 ・上記のうち震災特別分の額 ・都道府県長税分の控除額合計 ・上記のうち震災特別分の額 ・市区町村長税分と都道府県長税分の合計 ・上記のうち震災特別分の額 ・上記のうち標準事項のうち、前年中に居住開始した方の適用人数	実行済み	実行済み			EOで代替可		【2025年までの実施】 △製品R「事業所別に、不明瞭なものがあるため。」 △製品S「当初課税資料確認一覧表（事業所別）についてこれまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず適切な要件であると考えられるため。」 △製品T「出力項目から何を事業所に確認するのかわかりません」 △製品U「当初課税資料から確認が必要かどうかを判断するための条件が不明」	APL1からの種別集約No.147 「課税資料から確認が必要な個人」について、「震災特別分の額」について、震災特別で「復興適用の特典」を受ける場合の住宅借入金等特別税額控除の計算方法を標準仕様書に例示して標準仕様書に記載して頂きたい。 △製品V「標準事項の記載が不明瞭」 震災特別分と震災特別以外分が異なる場合に、内書きとして震災特別分の届出について、内書きと併記になっていない認識のため、記載として併記していただいた方が望ましい。	報告	【実現性評価】 現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は対応可能として回答されているため、本案件は変更無しとします。 【記載事項】 届出		
内部	33	分譲譲渡所得があるもの及び繰越控除があるもののリスト 所得額及び控除額等の確認用資料	分譲譲渡所得があるもの及び繰越控除があるもののリスト 所得額及び控除額等の確認用資料		実行済み	実行済み			EOで代替可							

開示 区分 区分	No.	議題名称	議題概要(議題の用途)	主な出力条件	運用状況	発生機 能(注)	用途 (外部利用)	取得手段 (外部取得)	保有期間 (内部取得)	備考	要件の考え方や理由	【実現性評価】 事業者からの調査結果 (※まだだった事業者は不明なままです。)	【APL10からの経過事項】 その他の検討すべき情報	【検討分類】	【横断的 対応方針】	※ご意見・経緯事項等がある場合にはこちらの列にてご記入く ださい。	
内部	34	継続事業従事者特定不可リスト	継続事業従事者特定できなかったものリスト	<出力項目> ・前年度の徴収区分 ・前年度の徴収区分	実施すべ き	実施すべ き			EIOで代替可			①現状の対応状況→7社未対応 徴収要件に未対応(現在の運用なし)2社 一部又は全部の出力項目に未対応5社 標準仕様書で定めるレイアウトに未対応1社 理由未記載1社 ②2025年度での実施 △製品E「抽出項目は対応可能。事業者の特定方法が不明。」 △製品A「他社の申告支援システムの機能と組合せて充足する方針」		—	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として前向きにしているため、本案件は変更無しとします。		
内部	35	扶養更新エラーリスト	扶養情報を更新したもののうち、エラーとなつた対象の一覧	<出力項目> ・エラー情報 ・扶養期間 ・属性 ・内訳	実施すべ き	実施すべ き			EIOで代替可			APL10からの経過事項No.149 どのような条件でエラーの判定を行うのか標準仕様書に記載してほしい。 ①現状の対応状況→8社未対応 標準要件に未対応(現在の運用なし)3社 理由未記載2社 その他1社 ・製品E「エラーの条件が不明」 ②2025年度での実施 △製品A「当事件にて、不明瞭なものがあつた。」 △製品E「エラーの条件が不明」 △製品A「他社の申告支援システムの機能と組合せて充足する方針」		検討対象	【実現性評価】 現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として前向きにしているため、本案件は変更無しとします。 【取扱事項】 【具体的な条件を訂で確認します。】 <確認事項> 標準仕様書に必要ならエラー条件についてご回答ください(業務上確認が必要なる理由を含む)。システムエラーの理由のみであれば良い場合はその旨ご回答ください。なお、システムエラーは標準仕様とは異なり、訂での検討対象であるため、要件を削除します。システムエラー(システム処理/データの整合性上、許されない処理・操作に対するエラー)		
内部	36	当初特別徴収異動処理結果リスト	当初特別徴収異動処理の結果。2か年処理(例:前年度の退職異動結果より、前年度の当初から異動させておく処理)の一括処理結果を出力するリスト		実施して もしく も良い	実施して もしく も良い			EIOで代替可								
内部	37	控除対象配偶者、配偶者特別控除及び被扶養者等チェックリスト	控除対象となるかの確認用のリスト		実施すべ き	実施すべ き			EIOで代替可			①現状の対応状況→8社未対応 標準要件に未対応(現在の運用なし)3社 理由未記載2社 その他1社 ・製品B「控除対象配偶者、被扶養者は「被扶養者合算所準基準超過リスト」で確認可能。配偶者特別控除は確認不可。」 ②2025年度での実施 △製品A「他社の申告支援システムの機能と組合せて充足する方針」		—	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として前向きにしているため、本案件は変更無しとします。		
内部	38	控除対象配偶者、配偶者特別控除及び被扶養者等確認リスト	世帯内の控除対象配偶者関連、配偶者特別控除、配偶者等確認のチェックして出力する		実施すべ き	実施すべ き			EIOで代替可			3/2025年までの実施		報告	先情報の指導情報は停止されているため、本確認は開始いたしません。		
内部	39	死亡、転出、出国者及び消滅者リスト	死亡、転出、出国者及び消滅として登録されている者の一覧	<実施すべき出力条件> ・死亡者 ・転出者 ・出国者 ・高年齢月日(期間限定、前回出力からの差分及び更正処理結果(通知書発出対象者))	実施すべ き	実施すべ き			EIOで代替可			①現状の対応状況→8社未対応 一部又は全部の出力項目に未対応5社 理由未記載3社 ②2025年度での実施 △製品E「(現時点で)確認する機能として作成してあるため、異動年月日(前回出力からの差分及び更正処理結果(通知書発出対象者))の対応は困難です。」 △製品E「(現時点で)確認する機能として作成してあるため、異動年月日(前回出力からの差分及び更正処理結果(通知書発出対象者))の対応は困難です。」		検討対象	【具体的な条件を訂で確認します。】 以下の出力条件について、実施してもしくなくとも良い出力条件に緩和することについてご意見をいただきたく思います。 ・出国者 ・異動年月日(期間限定、前回出力からの差分及び更正処理結果(通知書発出対象者))		
内部	40	普通徴収試算中止対象者リスト	普通徴収試算時に使用徴収データのチェックを行い、エラー分を表示する機能		実施すべ き	実施すべ き			EIOで代替可			3/2025年までの実施					
外部	41	特別徴収納入書	地方税法に基づき確定した税額を特別徴収義務者が納入するための納入書	<実施すべき出力条件> ・事業所 ・納税期日より、新たに特別徴収義務が発生した事業所 ・事業所の送付希望 <実施してもしくなくとも良い出力条件> ・納税期 ・納税の別 ・納税額 ・税額印字の有無 ・納税特別を承認した事業者(前戻又は後戻及び一括又は個別)	実施すべ き	実施すべ き			専用紙		本帳票は報告形式が確定されているが、実際として団体ごとの印字項目に差異があり、カスタマイズの要求となっていることから、印字項目の検討を実施した。印字項目の検討結果を踏まえ、報告形式(標準レイアウト)の検討を予定している。なお、別途定義している標準印字項目では、システム印字が必要な項目のみを定義している。専用紙として印字済み(プレプリント)であることが前提の項目は、帳票出力項目として定義していない。	3/2025年までの実施					
外部	42	特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)	地方税法に基づき、決定した税額を特別徴収義務者に対して通知するもの	<実施すべき出力条件> ・当初納付、更正処理 <実施してもしくなくとも良い出力条件> ・非課税の事業者 ・納税期での徴収発行及び納付処理時の一括発行 ・事業所の送付希望 <除外条件> ・全対象者が非課税の事業所に対する通知作成(出力の要否を選択する) ・一括発行前に、オンライン上で個別出力した帳票(除外した場合には除外対象者のリスト(帳票)を出力すること)。	実施すべ き	実施すべ き			専用紙			①現状の対応状況→8社未対応 一部又は全部の出力項目に未対応5社 <実施してもしくなくとも良い出力条件> ・非課税の事業者 ・納税期での徴収発行及び納付処理時の一括発行 ・事業所の送付希望 <除外条件> ・全対象者が非課税の事業所に対する通知作成(出力の要否を選択する) ・一括発行前に、オンライン上で個別出力した帳票(除外した場合には除外対象者のリスト(帳票)を出力すること)。		報告	本帳票要件のニーズについては、これまでの訂で確認できたために関の進展はあります。これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として前向きにしているため、本案件は変更無しとします。 【除外条件のうち「全対象者が非課税の事業所に対する通知作成の作成について、非課税者から除外するを選択できること。」を削除してもしくなくとも良い条件とします。		
外部	43	特別徴収税額変更通知書(特別徴収義務者用)	地方税法に基づき、更正、決定があった場合に、特別徴収義務者に対して更正・決定内容を通知するもの	<実施すべき出力条件> ・当初納付、更正処理 <実施してもしくなくとも良い出力条件> ・非課税の事業者 ・納税期での徴収発行及び納付処理時の一括発行 ・事業所の送付希望 <除外条件> ・全対象者が非課税の事業所に対する通知作成(出力の要否を選択する) ・一括発行前に、オンライン上で個別出力した帳票(除外した場合には除外対象者のリスト(帳票)を出力すること)。	実施すべ き	実施すべ き			専用紙			①現状の対応状況→8社未対応 一部又は全部の出力項目に未対応5社 <実施してもしくなくとも良い出力条件> ・非課税の事業者 ・納税期での徴収発行及び納付処理時の一括発行 ・事業所の送付希望 <除外条件> ・全対象者が非課税の事業所に対する通知作成(出力の要否を選択する) ・一括発行前に、オンライン上で個別出力した帳票(除外した場合には除外対象者のリスト(帳票)を出力すること)。		報告	本帳票要件のニーズについては、これまでの訂で確認できたために関の進展はあります。これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として前向きにしているため、本案件は変更無しとします。 【除外条件のうち「全対象者が非課税の事業所に対する通知作成の作成について、非課税者から除外するを選択できること。」を削除してもしくなくとも良い条件とします。		
外部	44	特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)	地方税法に基づき、決定した税額を納税義務者に対して通知するもの	<実施すべき出力条件> ・当初納付、更正処理 <実施してもしくなくとも良い出力条件> ・非課税の事業者 ・納税期での徴収発行及び納付処理時の一括発行 ・事業所の送付希望 <除外条件> ・全対象者が非課税の事業所に対する通知作成 ・一括発行前に、オンライン上で個別出力した帳票(除外した場合には除外対象者のリスト(帳票)を出力すること)。 ・税額の変更がない更正処理による特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)は一括発行の対象外となること。ただし、転載による更正又は標準仕様書にも特別徴収通知書を発行する。 ・新規非課税者の特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)は更正処理に基づく一括発行の対象外となること。	実施すべ き	実施すべ き			専用紙(任意用紙)				①現状の対応状況→8社未対応 標準要件に未対応(現在の運用なし)1社 ・任意用紙に未対応 一部又は全部の出力項目に未対応5社 ⇒実施してもしくなくとも良い出力条件及び除外条件 一部又は全部の出力項目(帳票印字項目)に未対応3社 ・税金番号 ・通知日 ・仕分け区分 ・事業所終了であることを表示 ・納税(滞りなく納付又は住宅控除は標準CSVで保持しており印字調整可能ですが、その他情報は未対応です) ・住所(居住所のみ印字です。また別対応はございません) ②2025年度での実施 △製品E「(全対象者が非課税の事業所に対する通知作成(出力の要否を選択する))については、既存ユーザから変更がない。 △製品E「抽出プログラムの大幅な修正が必要となるため。」 【その他】 製品より意見 「当初納付の記述がありますが、変更通知書のため、更正処理のみの認識です。」		報告	本帳票要件のニーズについては、これまでの訂で確認できたために関の進展はあります。これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として前向きにしているため、本案件は変更無しとします。 【除外条件のうち「全対象者が非課税の事業所に対する通知作成の作成について、非課税者から除外するを選択できること。」を削除してもしくなくとも良い条件とします。	

開示 区分	№	議題名称	議題概要(議題の用途)	主な出力条件	運用状況	実況 確認 状況 (注)	用途 (外務機関)	西暦 形式 (外務機関)	内務 機関 (内務機関)	備考	案件の 号九方・理由	【実証性評価】 事業者からの回答集約 (※まだあった事実でないものは省略して記します。)	【APL10からの経費事項】 その他の検討すべき情報	【検討分類】	【掲載訂 対応方針】	※ご意見・経費事項等がある場合にはこちらの列にてご記入 ください。
外部	46	特別徴収税額変更通知書(納税義務者用)	地方税法に基づき、更正・決定があった場合に、納税義務者に対して更正・決定内容を通知するもの	<ul style="list-style-type: none"> ＜実況すべき出力条件＞ ・当納税額・更正税額 ・更正税額の対象者 ・納税義務者ごとの納税額内訳及び納月納税時の一括発行 ・事業所の選択希望 	実況すべき	実況すべき	専用紙(任意用紙)				同上	<p>②現状の対応状況→0社未対応 掲載要件に未対応(現在の運用なし)1社 一部又は全部の出力条件に未対応</p> <p>一部又は全部の出力項目(掲載印字項目)に未対応3社 ・住所 ・会社番号 ・通称 ・仕分け区分 ・事業所終了であることを表示 ・備考(住所変更や住宅地籍は掲載0社で保持しており印字調整が可能です。その他情報は未対応です) ・住所(現在所のみ印字です。また訂対応はございません)</p> <p>③2025年度までの実施 △製品E「以下の例外条件については、既許ユーザから要望がない。全対象者が既許の事業所に対する通知対応」 △製品F「抽出プログラムの大幅な修正が必要となるため」</p> <p>【その他】 留意 「当初処理の記述がありますが、変更通知書のため、更正処理のみのものであります。」</p>		報告	本稿要件のニーズについては、これまでの訂で確認できたために現在の記載に基きます。これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本案件は変更無しとします。	
内部	46	特別徴収税額通知作成結果	特別徴収税額通知(当初・納月)の作成結果を明細表	<ul style="list-style-type: none"> ＜実況すべき出力条件＞ ・請求通知(内務用データ含む) ・電子通知(αTAM・電子媒体) ・出力項目 ・支払者別の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の作成枚数 ・支払者別の特別徴収税額通知(納税者用)の作成枚数 ・支払者別の納入書の作成枚数 ・支払者別の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の作成枚数内訳(紙・電子) ・支払者別の特別徴収税額通知(納税者用)の作成枚数内訳(紙・電子) 	実況すべき	実況すべき			EOCで代替可			<p>②現状の対応状況→0社未対応 掲載要件に未対応(現在の運用なし)1社 一部又は全部の出力条件に未対応1社 一部又は全部の出力項目に未対応1社 ・支払者別の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の作成枚数内訳(紙・電子) ・支払者別の特別徴収税額通知(納税者用)の作成枚数内訳(紙・電子) ・請求通知を確定するレイアウトに未対応1社 理由未記載4社</p> <p>③2025年度までの実施 △製品A「必要に応じて、不明瞭なものがあるため。」 △製品E「既許ユーザから要望がない。」</p>		—	本稿要件のニーズについては、これまでの訂で確認できたために現在の記載に基きます。これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本案件は変更無しとします。	
外部	47	通知書(事業所用αTAM分)	αTAM理由で特別徴収税額を通知した旨を知らせるための文書	<ul style="list-style-type: none"> ＜実況すべき出力条件＞ ・当納税額・更正税額 ・通知日 ・分限課税に係る所得割分の対象者 ・発行日 	実況して も し な く も 良 い	実況して も し な く も 良 い	汎用紙									
内部	48	納税通知書発行済リスト	発送者のうち納税人代表者が設定されていないものを確認するために利用する納税通知書の発送者のリスト	<ul style="list-style-type: none"> ＜実況すべき出力条件＞ ・当納税額・更正税額 ・通知日 ・分限課税に係る所得割分の対象者 ・発行日 	実況すべき	実況すべき			EOCで代替可			<p>②現状の対応状況→0社未対応 掲載要件に未対応(現在の運用なし)3社 ・製品「既許ユーザからの要望がない。レイアウトについて機能要件に伴い改善が必要。」 ・製品「発送者一覧に住民種別が出力されるため確認は可能。」 ・製品「出力対象の内訳かつ納入設定なし対象者の情報を出力するリストはございません。」 理由未記載2社</p>		—	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は対応可能として回答されているため、本案件は変更無しとします。	
外部	49	納税通知書	地方税法に基づき、納税義務者に対して税額を通知するもの	<ul style="list-style-type: none"> ＜実況すべき出力条件＞ ・当納税額・更正税額 ・通知日 ・分限課税に係る所得割分の対象者 ・発行日 	実況すべき	実況すべき	専用紙				<p>②現状の対応状況→0社未対応 掲載要件に未対応(現在の運用なし)1社 一部又は全部の出力条件に未対応4社 一部又は全部の出力項目に未対応3社 理由未記載1社</p> <p>③2025年度までの実施 △製品A「必要に応じて、不明瞭なものがあるため。」 △製品E「既許ユーザから要望がない。」 △製品F「既許ユーザから要望がない。」 △製品G「既許ユーザから要望がない。」 △製品H「既許ユーザから要望がない。」 △製品I「既許ユーザから要望がない。」 △製品J「既許ユーザから要望がない。」 △製品K「既許ユーザから要望がない。」 △製品L「既許ユーザから要望がない。」 △製品M「既許ユーザから要望がない。」 △製品N「既許ユーザから要望がない。」 △製品O「既許ユーザから要望がない。」 △製品P「既許ユーザから要望がない。」 △製品Q「既許ユーザから要望がない。」 △製品R「既許ユーザから要望がない。」 △製品S「既許ユーザから要望がない。」 △製品T「既許ユーザから要望がない。」 △製品U「既許ユーザから要望がない。」 △製品V「既許ユーザから要望がない。」 △製品W「既許ユーザから要望がない。」 △製品X「既許ユーザから要望がない。」 △製品Y「既許ユーザから要望がない。」 △製品Z「既許ユーザから要望がない。」</p> <p>【その他】 留意 「新規非課税等は通知書印刷できない。」</p>		報告	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本案件は変更無しとします。	<p>なお、以下の出力条件については、掲載要件でのご要望の状況を確認し実施してもよい条件に分類します。</p> <p>＜実況すべき出力条件＞</p> <p>・分限課税に係る所得割分の対象者</p> <p>納税者ごとの下記載は、掲載変更通知書の内容であるため削除します。</p> <p>・新規非課税等の納税通知書は更正処理に基づく一括発行の対応外とさせていただきます。</p>	
外部	50	税額変更通知書	地方税法に基づき、税額変更が行われる場合に、納税義務者に対して税額変更内容を通知するもの	<ul style="list-style-type: none"> ＜実況すべき出力条件＞ ・当納税額・更正税額 ・通知日 ・分限課税に係る所得割分の対象者 ・発行日 	実況すべき	実況すべき	専用紙				<p>②現状の対応状況→0社未対応 掲載要件に未対応(現在の運用なし)1社 一部又は全部の出力条件に未対応4社 一部又は全部の出力項目に未対応3社 理由未記載1社</p> <p>③2025年度までの実施 △製品A「必要に応じて、不明瞭なものがあるため。」 △製品E「既許ユーザから要望がない。」 △製品F「既許ユーザから要望がない。」 △製品G「既許ユーザから要望がない。」 △製品H「既許ユーザから要望がない。」 △製品I「既許ユーザから要望がない。」 △製品J「既許ユーザから要望がない。」 △製品K「既許ユーザから要望がない。」 △製品L「既許ユーザから要望がない。」 △製品M「既許ユーザから要望がない。」 △製品N「既許ユーザから要望がない。」 △製品O「既許ユーザから要望がない。」 △製品P「既許ユーザから要望がない。」 △製品Q「既許ユーザから要望がない。」 △製品R「既許ユーザから要望がない。」 △製品S「既許ユーザから要望がない。」 △製品T「既許ユーザから要望がない。」 △製品U「既許ユーザから要望がない。」 △製品V「既許ユーザから要望がない。」 △製品W「既許ユーザから要望がない。」 △製品X「既許ユーザから要望がない。」 △製品Y「既許ユーザから要望がない。」 △製品Z「既許ユーザから要望がない。」</p> <p>【その他】 留意 「新規非課税等は通知書印刷できない。」</p>		報告	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本案件は変更無しとします。	<p>なお、以下の出力条件については、掲載要件でのご要望の状況を確認し実施してもよい条件に分類します。</p> <p>＜実況すべき出力条件＞</p> <p>・分限課税に係る所得割分の対象者</p>	
内部	51	税額変更決済資料	地方税法に基づき、税額変更を行う場合に、内務で税額変更内容を決済するもの	<ul style="list-style-type: none"> ＜実況すべき出力条件＞ ・当納税額・更正税額 ・通知日 ・分限課税に係る所得割分の対象者 ・発行日 	実況すべき	実況すべき			代替不可		<p>②現状の対応状況→7社未対応 掲載要件に未対応(現在の運用なし)6社 一部又は全部の出力条件に未対応6社 一部又は全部の出力項目に未対応3社 理由未記載1社</p> <p>③2025年度までの実施 △製品A「必要に応じて、不明瞭なものがあるため。」 △製品E「既許ユーザから要望がない。」 △製品F「既許ユーザから要望がない。」 △製品G「既許ユーザから要望がない。」 △製品H「既許ユーザから要望がない。」 △製品I「既許ユーザから要望がない。」 △製品J「既許ユーザから要望がない。」 △製品K「既許ユーザから要望がない。」 △製品L「既許ユーザから要望がない。」 △製品M「既許ユーザから要望がない。」 △製品N「既許ユーザから要望がない。」 △製品O「既許ユーザから要望がない。」 △製品P「既許ユーザから要望がない。」 △製品Q「既許ユーザから要望がない。」 △製品R「既許ユーザから要望がない。」 △製品S「既許ユーザから要望がない。」 △製品T「既許ユーザから要望がない。」 △製品U「既許ユーザから要望がない。」 △製品V「既許ユーザから要望がない。」 △製品W「既許ユーザから要望がない。」 △製品X「既許ユーザから要望がない。」 △製品Y「既許ユーザから要望がない。」 △製品Z「既許ユーザから要望がない。」</p>	<p>APL10からの経費事項No.45 課税となる決議書の準備が必要な理由が不明です。これまで弊社お客様から要望がなく実況すべき掲載として承られていた予備的な要件であると思われるため実施してもよい条件に分類させていただきます。</p> <p>APL10からの経費事項No.149 掲載レイアウトを標準仕様と掲載して頂きたい。</p>	検討対象	<p>【実証性評価】 本稿要件のニーズについては、これまでの訂で確認できたために現在の記載に基きます。これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本案件は変更無しとします。</p> <p>【経費事項】 No.45 償還のみで対応済みです。「弊社」とされていますが、APL10としての見解のご提示をお願いいたします。返答はございません。 No.149 償還のみで対応済みです。内部構築については、標準仕様として掲載サンプルを作成する旨はございません。 決議資料として必要な要素(一覧表のみか、1枚目に決裁欄を必要とするか等)についてご回答ください。</p>		
外部	52	納付書	地方税法に基づいて確定した税額の納税用の納付書(印字項目、送納チャネルへの対応等)は、収納業者の掲載仕様で定義した通りに一部の個別に増えた該業者	<ul style="list-style-type: none"> ＜実況すべき出力条件＞ ・納税通知書の締切日(任意に指定) 	実況すべき	実況すべき	専用紙					3/2025年度までの実施				
内部	53	年令特別徴収税額 対象者リスト	年令特別徴収税額の対象者リスト	<ul style="list-style-type: none"> ＜実況すべき出力条件＞ ・当納税額・更正税額 ・通知日 ・分限課税に係る所得割分の対象者 ・発行日 	実況すべき	実況すべき			EOCで代替可							

開示 区分	No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	主な出力条件	運用頻	紙文書 提供 (有)	印刷 (外紙印刷)	紙媒体 (外紙印刷)	内蔵装置 (内紙印刷)	備考	要件の考え方・理由	【実証性評価】 事業者からの回答集約 (※まだだった場合は白紙として記します。)	【PPL】からの経費集約 その他の検討すべき情報	【検討分類】	【帳票訂 対応方針】	※ご意見・経費集約等がある場合にはこちらの列にてご記入ください。	
内部	54	7月年金特別徴収チェックリスト	7月時点の年金特別徴収対象者のチェックリスト 年額確定後、10月からの本徴収開始前に対応 が必要な対象者を抽出したものです	<実施すべき出力条件> ・注登者以外で本年度本徴収10月に課税額がある対象者 ・注登者で後述の特別徴収対象者情報(00通知)あり、課税情報の年金特 別徴収対象区分が「非対象」になっている対象者 ・納付済年金特別徴収の対象で課税額となっている対象者 ・年金分限額(本年度徴収4～6月の合計)の対象者	実施すべ き	実施すべ き			EOで代替可		本編集については、印字項目・レイアウト策定の審査を兼ねて検討中。	①現状の対応状況7社未対応 帳票要件に未対応(現在の運用なし) 2社 一部又は全部の出力項目に未対応2社 ・製品D「実施すべき出力条件の一部においては、チェックリスト以外の部分でチェックを行っている場合があり、チェックリストとして準備していない場合があります。 例、注登者以外で本年度本徴収10月に課税額がある対象者」 ・製品E「00通知に対する年次対象区分、期別別に出すE印を提供しているため、必要に応じて確認に使用して頂いている」 理由未記載 3社 ②2025年までの実施 △製品A「7月年金特別徴収チェックリストについてこれまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考えられるため。」		—	本編集要件のニーズについては、これまでの訂で確認できたために現在の定額に参ります。 これを踏まえて、現行で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。		
外部	55	年金特別徴収停止通知書	地方税法に基づき、決定した年金特別徴収の徴収の停止を納税義務者に対して通知するもの		実施すべ き	実施すべ き			汎用紙								
内部	56	年金特別徴収停止決定者リスト	年金特別徴収停止決定した対象者のリスト		実施すべ き	実施すべ き			EOで代替可								
内部	57	年金特別徴収「特別徴収対象者の通知」取込結果集計表	△TAX理由で取り込んだ、年金特別徴収「特別徴収対象者の通知(00通知)」データの業務者別の集計表		実施すべ き	実施すべ き			EOで代替可			①現状の対応状況7社未対応 帳票要件に未対応(現在の運用なし) 2社 一部又は全部の出力項目に未対応1社 理由未記載 4社 ②2025年までの実施 △製品C「システムにて「義務者の集計表」を作成するのではなく、全体の取込結果から義務者を手集計すればよく業務者別に集計して集計を作成する必要はないと思われる。これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考えられるため。」 ×製品F「システムに取り込んだ00通知については、ヘッダ・トレーラ情報を画面から確認可能のため」		検討対象	<確認事項> 製品Fの集計を踏まえると、業務運用上、画面確認で足りる場合には帳票要件としては、実施してもなくても良い要件に緩和することも考えられます。 本要件を「実施してもなくても良い要件」に緩和しても支障が無く、町構成員の皆様にご意見を頂戴したく思います。		
内部	58	【年金特別徴収定期】 税額変更対象者一覧	年金特別徴収の税額変更対象者一覧		実施すべ き	実施すべ き			EOで代替可								
内部	59	年金特別徴収 特別徴収結果集計表	△TAX理由で取り込んだ、年金特別徴収「特別徴収結果の通知(02通知)」データの業務者別の集計表		実施すべ き	実施すべ き			EOで代替可								
内部	60	住登外納税義務者住地情報一覧表	住登外の明名に課税がなされている対象者について、住地を確認する目的の一覧表		実施すべ き	実施すべ き			EOで代替可			①現状の対応状況6社未対応 帳票要件に未対応(現在の運用なし) 2社 ・製品A「【以下に未対応】住登者の情報を世帯情報で管理できていない。」 理由未記載 4社 ②2025年までの実施 △製品A「他社の申告支援システムの機能と組合せて充足する方針」		—	現状点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。		
内部	61	住登外納税対象者リスト	住登外納税対象者として、システムに登録されている者のリスト		実施すべ き	実施すべ き			EOで代替可								
外部	62	294-3通知	地方税法第294条第3項に基づき、物部体の長に対して通知するもの		実施すべ き	実施すべ き			汎用紙						検討対象	現状点で未対応の事業者についても2025年までの実施は対応可能として回答されているため、実証性は確保できております。 しかしながら、経緯体については実施してもなくても良い要件に緩和することも考えられます。 以下の点について、町構成員の皆様のご意見を頂戴したく思います。 <確認事項> ・経緯体での出力が必要不可欠であるのか。 ・本要件を実施してもなくても良い要件にして支障が無いか。(実証としては届出力を実施せざるを得ない等あればご教示ください。)	
内部	63	294-3通知実施者リスト	地方税法第294条第3項に基づき、物部体の長に対して通知した対象者の一覧		実施すべ き	実施すべ き			EOで代替可			①現状の対応状況6社未対応 帳票要件に未対応(現在の運用なし) 2社 一部又は全部の出力項目に未対応1社 理由未記載 4社 ②2025年までの実施 △製品A「電子での通知を想定しているが、システムで取り込んだ納税者住所コードを管理できていない場合は、紙での出力は実施してもなくても良いものとして想定している」		—	現状点で未対応の事業者についても2025年までの実施は対応可能として回答されているため、実証性は確保できております。 しかしながら、経緯体については実施してもなくても良い要件に緩和することも考えられます。 以下の点について、町構成員の皆様のご意見を頂戴したく思います。 <確認事項> ・経緯体での出力が必要不可欠であるのか。 ・本要件を実施してもなくても良い要件にして支障が無いか。(実証としては届出力を実施せざるを得ない等あればご教示ください。)		
内部	64	税務署開票対象一覧	税務署開票が必要な対象者の一覧 税務署に送付する際もあつたが、対象の住所及び住所の法か、確定申告データの内容を基に、税務署開票の番号及び税務署が送っている開票番号を出力する	<出力項目> ・税務署開票の番号 ・税務署が送っている整理番号 ・住所 ・住所 ・開票月日 ・税務署開票内容	実施すべ き	実施すべ き			EOで代替可			①現状の対応状況6社未対応 帳票要件に未対応(現在の運用なし) 3社 理由未記載 4社 ②2025年までの実施 △製品C「税務署開票番号及び税務署開票内容について管理したいといった要望はこれまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考えられるため。」		—	現状点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。		
外部	65	非課事項連絡簿	税務署への非課事項の連絡簿		実施すべ き	実施すべ き			汎用紙			①現状の対応状況7社未対応 帳票要件に未対応(現在の運用なし) 3社 一部又は全部の出力項目に未対応2社 理由未記載 1社 その他意見 1社 ②2025年までの実施 △製品A「当要件にて、不明瞭なものがあつたため。」 △製品A「他社の申告支援システムの機能と組合せて充足する方針」 【その他】 製品A「同意ですが、国税庁が電子化推進しているため届出力を実施すべきではないのではないのでしょうか。」		—	現状点で未対応の事業者についても2025年までの実施は対応可能として回答されているため、実証性は確保できております。 しかしながら、製品Aからの意見のとおり、経緯体については実施してもなくても良い要件に緩和することも考えられます。 以下の点について、町構成員の皆様のご意見を頂戴したく思います。 <確認事項> ・経緯体での出力が必要不可欠であるのか。 ・本要件を実施してもなくても良い要件にして支障が無いか。(実証としては届出力を実施せざるを得ない等あればご教示ください。)		
内部	66	税務署連絡センター対象者一覧表	税務署への非課事項の連絡簿の対象者一覧		実施すべ き	実施すべ き			EOで代替可			①現状の対応状況6社未対応 帳票要件に未対応(現在の運用なし) 4社 ・製品E「電子での通知のみ対応」 ・製品G「取寄せ正情報と想定 税務署連絡簿(帳票)はNo.65で作成」 理由未記載 1社 その他意見 1社 ②2025年までの実施 △製品A「当要件にて、不明瞭なものがあつたため。」 △製品B「電子での通知のみ対応」 △製品A「他社の申告支援システムの機能と組合せて充足する方針」 【その他】 製品Aより意見 (No.65同様ですが、こちらは備考欄記載から、実施すべき帳票ではなく実施してもなくても良い帳票の取りかと思っておりますがいかがでしょうか。)		—	現状点で未対応の事業者についても2025年までの実施は対応可能として回答されているため、実証性は確保できております。 しかしながら、製品Aからの意見のとおり、経緯体については実施してもなくても良い要件に緩和することも考えられます。 以下の点について、町構成員の皆様のご意見を頂戴したく思います。 <確認事項> ・経緯体での出力が必要不可欠であるのか。 ・本要件を実施してもなくても良い要件にして支障が無いか。(実証としては届出力を実施せざるを得ない等あればご教示ください。)		

開示 区分	No.	機関名称	機関種別 (機関の用途)	主な出力条件	運用状況	開示 方法 (開示範囲)	開示 手段 (開示範囲)	開示 内容 (開示範囲)	備考	資料の取次ぎ・理由	【現状評価】 事業所からの開示状況 (※未だった事項でないものは開示してあります。)	【APPL10からの確認事項】 その他の検討すべき情報	【検討分類】	【機関評 対応方針】	※ご意見・ご質問等がある場合にはこちらの列にてご記入ください。
外部	67	課税に係る住所等について (照会・回答)	納税義務者の本人の住所確認の照会文書		実施すべき	実施すべき	汎用紙				<p>①現状の対応状況 10社未対応 納税義務者の本人の住所確認の照会文書について、これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき情報として求められておらず適切な要件であると判断していたため、一部又は全部の出力項目に未対応 1社 理由未記載 4社 その他意見 1社</p> <p>②2025年までの実施 △製品「納税義務者の本人の住所確認の照会文書」としてこれまで弊社お客様から要望がなく実施すべき情報として求められておらず適切な要件であると判断していたため。」 △製品「既存ユーザから要望が強いため、優先度は低くなります。」 △製品「他社の申告支援システムの機能と照会して充足する方針」</p> <p>【その他】 製品より意見 「内容が分からない。住所を確認するために、その住所に文章を送るのか？該当者はどのような条件なのか？」</p>	APPL10からの確認事項No. 46 納税義務者の本人の住所確認の照会文書について、これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき情報として求められておらず適切な要件であると判断していたため、一部又は全部の出力項目に未対応 1社 理由未記載 4社 その他意見 1社	検討対象	<p>【現状評価】 本機関案件のニーズについては、これまでの町で確認できたため、現在の定義に至ります。これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として判断されているため、本案件は変更無しとします。</p> <p>【確認事項】 (No. 46) 回答のみで対応済みです。「弊社」とされていますが、APPL10としての見解のご提示をお願いできればと存じます。照会したご意見については、実現性評価の内容も踏まえ検討いたします。 ※実現性評価の確認結果については上記の通りです。</p> <p>(No. 150) 具体的な条件を町で確認します。 <確認事項> 対応可能な対象とした本人特定のための照会について、確認が必要な対象の抽出条件についてご回答ください。</p>	
外部	68	住居外扶養照会通知 (照会)	他団体別の扶養者の存在確認用の照会文書		実施すべき	実施すべき	汎用紙			本機関については、印字項目・レイアウト変更の要を改めて検討中。	<p>①現状の対応状況 7社未対応 扶養要件に未対応 (現在の運用なし) 4社 ・カスタマイズとして実施により対応している 1社含む ・機能要件に伴いレイアウトの改善が必要と意見した 1社含む 理由未記載 3社</p> <p>②2025年までの実施 △製品「扶養要件の所得状況等について (照会・回答) が用途を兼ねる認識です。」 △製品A「他社の申告支援システムの機能と照会して充足する方針」</p> <p>【その他】 製品より意見 「扶養者と記載がある帳票については、「被扶養者」の限りではないでしょうか。他団体の扶養者の場合、照会元の自治体では課税権がないため、照会を行う目的がわかりません。」</p>	APPL10からの確認事項No. 92 「扶養者」と記載がありますが、「被扶養者」の限りではないでしょうか。他団体の扶養者の場合、照会元の自治体では課税権がないため、照会を行う目的がわかりません。」	報告	<p>現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として判断されているため、本案件は変更無しとします。</p> <p>【確認事項】 「扶養者」を「扶養対象」に修正します。</p>	
外部	69	扶養調査に関する照会文書	納税義務者の扶養者の存在確認用の照会文書		実施すべき	実施すべき	汎用紙	A4縦			<p>①現状の対応状況 9社未対応 扶養要件に未対応 (現在の運用なし) 4社 ・一部又は全部の出力項目に未対応 1社 理由未記載 4社</p> <p>②2025年までの実施 △製品A「理由なし」</p> <p>【その他】 製品より意見 「扶養者と記載がある帳票については、「被扶養者」の限りではないでしょうか。他団体の扶養者の場合、照会元の自治体では課税権がないため、照会を行う目的がわかりません。」</p>	APPL10からの確認事項No. 92 「扶養者」と記載がありますが、「被扶養者」の限りではないでしょうか。他団体の扶養者の場合、照会元の自治体では課税権がないため、照会を行う目的がわかりません。」	報告	<p>現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として判断されているため、本案件は変更無しとします。</p> <p>【確認事項】 「扶養者」を「扶養対象」に修正します。</p>	
外部	70	扶養調査の状況について (照会) 【事業所】	事業所の扶養者の存在確認用の照会文書 被扶養者の特定でまだ未確定の者がいる申告書で、過去資料が無く支払報告書で特例徴収決定書を持つものの事業所側を出力する		実施すべき	実施すべき	汎用紙	A4縦			<p>①現状の対応状況 9社未対応 扶養要件に未対応 (現在の運用なし) 4社 ・一部又は全部の出力項目に未対応 1社 理由未記載 4社</p> <p>②2025年までの実施 △製品「理由なし」</p> <p>【その他】 製品より意見 「扶養者と記載がある帳票については、「被扶養者」の限りではないでしょうか。他団体の扶養者の場合、照会元の自治体では課税権がないため、照会を行う目的がわかりません。」</p>	APPL10からの確認事項No. 47 事業所の扶養調査状況の照会文書について、これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき情報として求められておらず適切な要件であると判断していたため、一部又は全部の出力項目に未対応 1社 理由未記載 4社	報告	<p>【現状評価】 本機関案件のニーズについては、これまでの町で確認できたため、現在の定義に至ります。これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として判断されているため、本案件は変更無しとします。</p> <p>【確認事項】 (No. 47) 回答のみで対応済みです。「弊社」とされていますが、APPL10としての見解のご提示をお願いできればと存じます。照会したご意見については、実現性評価の内容も踏まえ検討いたします。 ※実現性評価の確認結果については上記の通りです。</p> <p>(no. 92) 「扶養者」を「扶養対象」に修正します。</p>	
外部	71	扶養関係の所得状況等について (照会・回答)	他団体別の扶養者の所得確認用の照会文書		実施すべき	実施すべき	汎用紙	A4縦			<p>①現状の対応状況 7社未対応 扶養要件に未対応 (現在の運用なし) 2社 ・カスタマイズとして実施により対応している 1社含む ・一部又は全部の出力項目に未対応 3社 理由未記載 2社</p> <p>②2025年までの実施 △製品A「理由なし」</p> <p>【その他】 製品より意見 「扶養者」と記載がある帳票については、「被扶養者」の限りではないでしょうか。他団体の扶養者の場合、照会元の自治体では課税権がないため、照会を行う目的がわかりません。」</p>	APPL10からの確認事項No. 92 「扶養者」と記載がありますが、「被扶養者」の限りではないでしょうか。他団体の扶養者の場合、照会元の自治体では課税権がないため、照会を行う目的がわかりません。」	報告	<p>現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として判断されているため、本案件は変更無しとします。</p> <p>【確認事項】 「扶養者」を「扶養対象」に修正します。</p>	
外部	72	所得照会書 (事業所・家庭数課税者)	他団体別の事業所・家庭数課税対象者の所得確認用の照会文書		実施すべき	実施すべき	汎用紙	A4縦			<p>①現状の対応状況 9社未対応 扶養要件に未対応 (現在の運用なし) 4社 ・カスタマイズとして実施により対応している 1社含む ・一部又は全部の出力項目に未対応 3社 理由未記載 3社</p> <p>②2025年までの実施 △製品A「理由なし」</p>	APPL10からの確認事項No. 93 情報照会の手続きがありますが、帳票についても必要でしょうか。	—	<p>現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として判断されているため、本案件は変更無しとします。</p> <p>【確認事項】 回答のみとして以下を送付済みです。 情報提供ネットワークシステムで応答不可に設定されている場合やエラーとなる場合、アイコンバーが不明確な場合など、業務上、一定の限度で能が必要となるケースが発生することを踏まえ、要件化しています。</p>	
内部	73	未申告対象者リスト	期限内に申告がないものリスト	<実施してもしなくても良い出力条件> ・関内に出張していると誤りに申告があった者の出国期間	実施すべき	実施すべき			E02で代替可						
外部	74	未申告案内通知書 (催告書)	期限内に申告がないものに対して申告を催告する書面	<実施してもしなくても良い出力条件> ・前年度情報 ・催告 ・未申告者 ・申告済者 ・生活保護の有無 ・一括催告 (実業・農業・不動産) 及び完全未申告の別 (条件指定し、一斉・通知の出力が可能)	実施すべき	実施すべき	汎用紙			本機関については、印字項目・レイアウト変更の要を改めて検討中。	<p>①現状の対応状況 9社未対応 催票要件に未対応 (現在の運用なし) 3社 ・一部又は全部の出力項目に未対応 3社 理由未記載 3社</p> <p>②2025年までの実施 △製品「要件の考え方・理由」に検討中とあるため。」 △製品「未申告案内通知書 (催告書) についてこれまで弊社お客様から要望がなく実施すべき情報として求められておらず適切な要件であると判断していたため。」</p>	APPL10からの確認事項No. 48 未申告案内通知書 (催告書) について、これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき情報として求められておらず適切な要件であると判断していたため、一部又は全部の出力項目に未対応 3社 理由未記載 3社	—	<p>本機関案件のニーズについては、これまでの町で確認できたため、現在の定義に至ります。これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として判断されているため、本案件は変更無しとします。</p> <p>【確認事項】 回答のみで対応済みです。「弊社」とされていますが、APPL10としての見解のご提示をお願いできればと存じます。照会したご意見については、実現性評価の内容も踏まえ検討いたします。 ※実現性評価の確認結果については上記の通りです。</p>	
外部	75	未申告通知書 (法定調査・給与支払報告書)	期限内に給与支払報告書の提出がないものに対して催告する書面		実施すべき	実施すべき	汎用紙			同上	<p>①現状の対応状況 9社未対応 催票要件に未対応 (現在の運用なし) 3社 理由未記載 5社</p> <p>②2025年までの実施 △製品「未申告案内通知書 (法定調査・給与支払報告書) についてこれまで弊社お客様から要望がなく実施すべき情報として求められておらず適切な要件であると判断していたため。」 △製品「納税義務を発生して給報が提出されていない事業所は輸出可。通知書の出力については、既存ユーザから要望がない。」</p>	APPL10からの確認事項No. 49 未申告案内通知書 (法定調査・給与支払報告書) について、これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき情報として求められておらず適切な要件であると判断していたため、一部又は全部の出力項目に未対応 3社 理由未記載 5社	検討対象	<p>本機関案件のニーズについては、これまでの町で確認できたため、現在の定義に至ります。これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として判断されているため、本案件は変更無しとします。</p> <p>【確認事項】 (No. 49) 回答のみで対応済みです。APPL10にて意見の通り、変更してもしなくても良い帳票として判断がなかつた。ご回答がなければ、システムからの出力を必須とすべき業務上の理由がある場合は具体的に回答ください。</p> <p>(No. 175) 機能及び帳票の必要性について、町で確認します。 <確認事項> 対応可能な対象とした本人特定のための照会について、確認が必要な対象の抽出条件についてご回答ください。</p>	

開発 状況 区分	No.	帳票名称	帳票概要 (帳票の用途)	主な出力条件	運用頻 度	開発 状況 (%)	用途 (外呼用途)	開発 モード (外呼モード)	内管 管理 (内管用途)	備考	案件の考え方・理由	【実施状況】 事業費からの回収率 (※まだった事業費でないものは黒字として記します。)	【APPL10からの帳票事項】 その他の帳票について	【帳票区分】	【帳票訂 対応方針】	※ご意見・経費事項等がある場合にはこちらの列にてご記入ください。	
外部	76	未申告通知書 (法定調書,本人)	期限内に申告がないものに対して申告を報告する書面		実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い	汎用紙						APPL10からの帳票事項No.78 帳票要件No.78「未申告通知書 (法定調書,本人)」と帳票要件No.79「未申告通知書 (報告書)」の帳票構成が全く同じ内容になっています。未申告通知書 (法定調書,本人) はどういった運用を想定した構成でしょうか。	帳票対象	<帳票事項> 帳票No.74,75それぞれで想定する用途や運用についてご回答ください。回答を急ぎたい。帳票構成に記載いたします。		
外部	77	未申告明細 (法定調書,本人)	期限内に申告がないものに対して申告を報告する書面 (支払いの明細)		実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い	汎用紙										
内部	78	報告用住民税申告書発送者リスト	期限内に申告がないものに対して申告を報告する書面(未申告の申告書 (未申告通知書) を出力した対象者の一覧)		実施すべき	実施すべき			EIOで代替可		3,2025年までの実施						
内部	79	年金特別徴収入金確認表	年金特別徴収にて徴収された金額を入金者、収納日及び徴収日毎に集計したもの		実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い			EIOで代替可								
内部	80	異動者リスト	指定期間内で異動のあった対象データの帳票出力(期間:異動するデータの一定期間)の情報を異動後の情報を印刷し、比較して確認する	<実施すべき出力条件> ・異動年月日 (期間指定)	実施すべき	実施すべき			EIOで代替可				APPL10からの帳票事項No.151 現在、異動後だけでも4の欄に人分しか印刷できていない状況です。どのような構成を想定しているのか帳票レイアウトを標準仕様書に記載して頂きたい。	帳票対象	回答のみとして以下を送付済み 内部帳票については、標準仕様として帳票サンプルを作成する予定はございません。 ただし、確認資料として必要な事項については確認いたします。 <帳票事項> 帳票No.151の出力条件について、現行の標準仕様を継続確保するために必要な事項をご回答ください。		
内部	81	当初課税・更正処理件数集計表	当初課税及び更正処理の件数を集計したもの		実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い			EIOで代替可		HMIS-AMS						
内部	82	課税表	税年分及び過半数、所得税額及び均等割並びに市区町村税及び都道府県民税等の課税情報集計対象とする異動事項を任意に選択できる	<実施すべき出力条件> ・課税年度 (課税年度、過年度 (年度単位) 並びに現年度及び過年度 (年度単位)) ・課税年度 ・徴収区分 (普通徴収 (年金含む)、普通徴収 (年金のみ)、特別徴収 (年金のみ)、特別徴収 (年金のみ) 及び全体系分) ・特別徴収の徴収年度及び課税年度 (特別徴収、前年度徴収当該年度課税区分、特別徴収、当該年度課税当該年度課税区分及び特別徴収当該年度課税区分のみ) ・異動区分のみ <出力項目> ・市区町村民税 ・均等割、所得割 ・前月分、今月増分、今月減分、今月増減及び累計の額と件数 ・異動年度 (課税区分別、前課税区分、後課税区分から普通徴収への切り替え、普通徴収から給与特別徴収への切り替え、年金特別徴収から普通徴収への切り替え、減免及び返戻分増減) ごとの額と件数 ・課税年度 ・徴収区分 ・異動年度の額と件数 ・異動年度の額と件数 ※普通徴収については以下の取り扱いとする。 【件数】 ・該当する徴収区分ごとに「1」件として計上する (重複して計上)。 ・均等割の件数については、重複しないよう計上する。 【額】 ・該当する徴収区分ごとに振り分けて計上する (重複しない)。	実施すべき	実施すべき			EIOで代替可				①現状の対応状況 ① 社会対応 帳票要件に未対応 (現在の運用なし) 3社 一部又は全部の出力項目に未対応 6社 理由未記載 1社 ②2025年までの実施 △製品C「(帳票構成 (帳票の用途))」「主な出力条件」に該当する構成はない。EIOでも一度に条件を満たすよう出力はできる。留意事項が必要となる。「帳票構成 (帳票の用途)」「主な出力条件」を満たす構成を作成するのには留意事項が大きい。 △製品D「(集計プログラムの改修が必要となるため、大幅な改修は困難である)」	帳票対象	「帳票構成 (帳票の用途)」「主な出力条件」について確認すべきとの意見を受けております。 以下の点について、町職員にご指示いただきたく思います。 <帳票事項> 帳票No.151の出力条件について、現行の標準仕様を継続確保するために必要な事項をご回答ください。その他、ご意見。		
内部	83	異動決定一覧表	指定した期間内に課税異動があった対象者の税情報を出した一覧	<実施すべき出力条件> ・異動年月日 (期間指定) <出力項目> ・課税年度 ・課税区分 ・異動年度 ・異動区分	実施すべき	実施すべき			EIOで代替可				①現状の対応状況 ① 社会対応 帳票要件に未対応 (現在の運用なし) 4社 一部又は全部の出力項目に未対応 1社 ・課税年度 ・課税区分 ・異動年度 理由未記載 3社 ②2025年までの実施 △製品A「(課税決定)」「一覧(について)これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず適切な要件であると考えられるため。」 △製品B「(特)に課税決定、差引額については、収納状況と異なる必要がある、負荷に困難である」	—	本帳票要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に至ります。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。		
内部	84	課税状況報告書 (月間比較)	税額及び人員を、均等割、所得割、速割増及び繰入年度別に集計し、前月との比較 (前年度のみ、過年度のみ並びに現年度及び過年度の合計) するための資料 納税義務、市町村及び特別区別に集計する	<実施すべき出力条件> ・課税年度 (課税年度、過年度 (年度単位) 並びに現年度及び過年度 (年度単位)) ・課税年度 <出力項目> ・均等割、所得割、速割増、繰入年度 ・人数 (均等割、所得割、速割増、繰入年度) の集計 (基準月、前月及び差分別に集計)	実施すべき	実施すべき			EIOで代替可				①現状の対応状況 ① 社会対応 帳票要件に未対応 (現在の運用なし) 3社 一部は自治体に導入した製品に限り対応している開発の計画も確認できている。 理由未記載 4社 ②2025年までの実施 △製品A「(課税状況報告書 (月間比較))」についてこれまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず適切な要件であると考えられるため。」	—	本帳票要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に至ります。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。	【帳票事項】 回答のみとして以下を送付済み。 本帳票は内部帳票であり、報告資料を想定したものではありません。 都道府県への報告については、仕様書本編の、「第3章 課税要件 3-1 課税要件全般に関する事項 (5) 都道府県への報告等に係る要件」に記載の整理となります。	
内部	85	課税状況報告書 (前年度比較)	金額及び人員を、市区町村税及び都道府県民税及び特別徴収及び普通徴収の別に集計し、前年度との比較するための資料	<実施すべき出力条件> ・課税年度 <出力項目> ・均等割 (市区町村税、都道府県民税及び特別徴収・普通徴収) の集計 ・人数 (市区町村税、都道府県民税及び特別徴収・普通徴収) の集計 (指定した課税年度及び前年度の別に集計)	実施すべき	実施すべき			EIOで代替可				APPL10からの帳票事項No.153 都道府県ごとに個別処理とならないように、様式、集計方法等を標準仕様書に記載して頂きたい。	—	本帳票要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に至ります。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。	【帳票事項】 回答のみとして以下を送付済み。 本帳票は内部帳票であり、報告資料を想定したものではありません。 都道府県への報告については、仕様書本編の、「第3章 課税要件 3-1 課税要件全般に関する事項 (5) 都道府県への報告等に係る要件」に記載の整理となります。	
内部	86	課税状況報告書 増減対象者一覧	指定した期間内に税額の増減が発生した対象者の一覧	<実施すべき出力条件> ・異動年月日 (期間指定)	実施すべき	実施すべき			EIOで代替可				APPL10からの帳票事項No.154 都道府県ごとに個別処理とならないように、様式、集計方法等を標準仕様書に記載して頂きたい。 ②2025年までの実施 報告書 増減対象者一覧についてこれまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず適切な要件であると考えられるため。」	—	本帳票要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に至ります。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。	【帳票事項】 回答のみとして以下を送付済み。 本帳票は内部帳票であり、報告資料を想定したものではありません。 都道府県への報告については、仕様書本編の、「第3章 課税要件 3-1 課税要件全般に関する事項 (5) 都道府県への報告等に係る要件」に記載の整理となります。	
内部	87	異動条件リスト	指定した期間内に異動登録のあった対象者の条件リスト	<実施すべき出力条件> ・異動年月日 (期間指定)	実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い			EIOで代替可								
内部	88	課税状況集計表	課税年度の課税額のシミュレーション結果	<実施すべき出力条件> ・課税年度	実施すべき	実施すべき			EIOで代替可		3,2025年までの実施		APPL10からの帳票事項No.79 帳票要件No.79「未申告通知書 (法定調書,本人)」と帳票要件No.81,82は実施してもしなくても良い機能として記載されており、帳票要件と機能要件で整合がとれています。	報告	帳票要件に合わせ、帳票要件を修正します。		
内部	89	分納課税に係る税額集計表	分納課税課税額の税額集計表	<実施すべき出力条件> ・課税年度	実施すべき	実施すべき			EIOで代替可				APPL10からの帳票事項No.94 集計対象者を明確にできないでしょうか。例えば所得割の単位として、市区町村税、都道府県民税の所得割を集計することが目的でしょうか。	帳票対象	<帳票事項> 上記のAPPL10ご意見を踏まえ、業務上確認が必要となる集計単位についてご回答ください。		
内部	90	特別徴収還付対象者リスト	地方税法に基づく更正処理等の結果、特別徴収税額の還付が生じたものの一覧		実施すべき	実施すべき			EIOで代替可								

開封 状況 区分	№	帳票名称	帳票概要 (帳票の用途)	主な出力条件	運用家	開発 担当者 (氏名)	所属 (部署)	所属 システム (内外部)	共有 システム (内外部)	備考	要件の考え方・理由	【実現性評価】 事業者からの回答集約 (※まだだった事項でないものは省略しております。)	【APPL10からの経費事項】 その他の検討すべき情報	【検討分類】	【帳票詳細 対応方針】	※ご意見・経費事項等がある場合にはこちらの列にてご記入ください。
内部	91	特別徴収年度減額者一覧	地方税法に基づく更正処理等の結果、過年度の特別徴収税額が異なったものの納税義務者一覧	<出力項目> ・誤記 ・税額変更事由	実行すべき	実行すべき				EOで代替可	<p>①現状の対応状況 8社未対応 帳票要件に未対応 (現在の運用なし) 3社 ・「税額変更事由がどのようなマイズが必要」 一部又は全部の出力条件に未対応 1社 ・帳票変更事由 理由未記載 4社</p> <p>②2025年度までの実績 △製品「特別徴収年度減額者一覧」についてこれまで弊社お客様から要望がなく実行すべき機能として求められておらず適切な要件であると考えられるため。」</p> <p>【その他】 製品より意見 「特別徴収年度減額者一覧」について「特別徴収年度減額に絞った、機能はありません。」 「実行すべき機能として、利用する場面や目的を具体化できないでしょうか。」</p>	APPL10からの経費事項No. 95 実行すべき機能として利用する場面や目的を ご指示ください。 <経費事項の詳細確認結果> 帳票要件の「要件の考え方・理由」に「特別徴収の運用処理の際は、特例課税者 (事業用) に送付するか納税義務者に送付するか確認する形で利用する場面、等の考慮された改善を記載いただくことで、帳票の用途が明確になると考えております。	報告	本帳票要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の予定に盛り込みます。これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答させていただきます。 【経費事項】 APPL10ご意見の通り、要件の考え方理由に補填します。		
内部	92	控除不足対象者リスト	配当割額・株式等譲渡所得割額に係る控除不足額が生じた対象者の一覧	<出力項目> ・配当割額・株式等譲渡所得割額控除額 ・所得割額 (控除前・後) ・控除不足額 ・控除額 ・変動額 ・送付金額	実行すべき	実行すべき				EOで代替可						
外部	93	配当割額・株式等譲渡所得割額 充当額通知書	納税通知書の出力されないもの (額を特別徴収対象者) に対して、配当割額・株式等譲渡所得割額にかかる充当額通知した者に対する充当額の通知書	通知書送付対象者は、納税通知書様式を利用する	実行すべき	実行すべき				汎用紙	本帳票については、印字項目・レイアウト変更の要否を改めて検討中。	<p>①現状の対応状況 8社未対応 帳票要件に未対応 (現在の運用なし) 5社 ・製品D「給与特別徴収対象者が充当額を差引後に0となる場合でも納税通知を出力する社のため、充当額通知の機能は実装していません。」 ・製品E「控除、賞与とも給与のみで納税通知、賞与納税通知が作成されるが、異動時は月割額、期割額が発生しない」と機能は作成されない。」</p> <p>②2025年度までの実績 △製品「配当割額・株式等譲渡所得割額 充当額通知書」についてこれまで弊社お客様から要望がなく実行すべき機能として求められておらず適切な要件であると考えられるため。」 △製品「No. 93」と類似機能のため、実現性評価調査様式にて確認しております。」</p> <p>【その他】 製品より意見 「弊社のように納税通知書で運用ができる場合、充当額通知を実行すべき機能として機能は不要となる認識です。」</p>	APPL10からの経費事項No. 90 配当割額・株式等譲渡所得割額 充当額通知書は弊社システムには無く、標準化対象として一般的ではないかと考えます。これまで弊社お客様から要望がなく実行すべき機能として求められておらず適切な要件であると思われるための実装してもしなくても良い機能へと移動するように検討をお願いいたします。	検討対象	<経費事項> 製品の改善を踏まえ、本帳票の送付対象 (給与特別徴収対象者) にも普通徴収の納税通知書を使用することで問題がないか詳細確認に確認したいと思います。その場合、本帳票は実装してもしなくても良い機能へと移行いたします。 【経費事項】 回答のみで対応済みです。 「弊社」とされていますが、APPL10としての見積のご提示をお願いします。 頂いたご意見については、実現性評価の内容も踏まえ検討いたします。 ※実現性評価の確認結果については上記の通りです。	
内部	94	配当割額・株式等譲渡所得割額 充当額通知書送付者リスト	配当割額・株式等譲渡所得割額に係る充当額通知した者に対する充当額の通知の発送者リスト		実行すべき	実行すべき				EOで代替可	本帳票については、印字項目・レイアウト変更の要否を改めて検討中。	<p>①現状の対応状況 8社未対応 帳票要件に未対応 (現在の運用なし) 6社 ・製品「出力がないが、印字で対応。」 ・製品D「給与特別徴収対象者が充当額を差引後に0となる場合でも納税通知を出力する社のため、充当額通知の機能は実装していません。」 ・製品E「必要に応じて非特例性プリントの山分けを要することで対応可能」 ・製品G「普通納税は発送者一覧あり、特例納税は個人が表示される一覧は作成されない」 ・製品A「レイアウトに合わせた項目のカスタマイズが必要」</p> <p>理由未記載 3社</p> <p>②2025年度までの実績 △製品「配当割額・株式等譲渡所得割額 充当額通知書」についてこれまで弊社お客様から要望がなく実行すべき機能として求められておらず適切な要件であると考えられるため。」 △製品「No. 93」と類似機能のため、実現性評価調査様式にて確認しております。」</p> <p>【その他】 製品より意見 「弊社のように納税通知書で運用ができる場合、充当額通知を実行すべき機能として機能は不要となる認識です。」</p>	APPL10からの経費事項No. 91 配当割額・株式等譲渡所得割額 充当額通知書は弊社システムには無く、標準化対象として一般的ではないかと考えます。これまで弊社お客様から要望がなく実行すべき機能として求められておらず適切な要件であると思われるための実装してもしなくても良い機能へと移動するように検討をお願いいたします。	検討対象	<経費事項> 製品の改善のとおり、納税通知書で本帳票要件の運用目的を確保することによる詳細確認に確認したいと思います。その場合、本帳票は実装してもしなくても良い機能へと移行いたします。	
外部	95	配当割額・株式等譲渡所得割額 送付額通知書	非課税で送付額がある者、異動が生じる者及び課税で送付額がある者について、送付通知とは別に送付する通知文書		実行すべき	実行すべき				汎用紙	本帳票については、印字項目・レイアウト変更の要否を改めて検討中。	<p>①現状の対応状況 8社未対応 帳票要件に未対応 (現在の運用なし) 5社 ・製品「送付充当通知は作成可能。(収納からデータを選択してもらう必要あり)」 理由未記載 3社</p> <p>②2025年度までの実績 △製品「配当割額・株式等譲渡所得割額 送付額通知書」についてこれまで弊社お客様から要望がなく実行すべき機能として求められておらず適切な要件であると考えられるため。」 △製品「機能要件 1. 50. では実装してもしなくても良い機能であり、実現性評価調査様式にて確認。」</p>	APPL10からの経費事項No. 91 配当割額・株式等譲渡所得割額 送付額通知書は弊社システムには無く、標準化対象として一般的ではないかと考えます。これまで弊社お客様から要望がなく実行すべき機能として求められておらず適切な要件であると思われるための実装してもしなくても良い機能へと移動するように検討をお願いいたします。	報告	機能要件 2. 1. 00. と合わせて実装してもしなくても良い機能とします。	
内部	96	配当割額・株式等譲渡所得割額 送付額通知書発送者リスト	配当割額・株式等譲渡所得割額に係る送付額通知した者に対する送付額の通知の発送者リスト		実行すべき	実行すべき				EOで代替可	本帳票については、印字項目・レイアウト変更の要否を改めて検討中。	<p>①現状の対応状況 8社未対応 帳票要件に未対応 (現在の運用なし) 4社 理由未記載 4社</p> <p>②2025年度までの実績 △製品「配当割額・株式等譲渡所得割額 送付額通知書発送者リスト」についてこれまで弊社お客様から要望がなく実行すべき機能として求められておらず適切な要件であると考えられるため。」 △製品「機能要件 1. 50. では実装してもしなくても良い機能であり、実現性評価調査様式にて確認。」</p>	APPL10からの経費事項No. 91 配当割額・株式等譲渡所得割額 送付額通知書は弊社システムには無く、標準化対象として一般的ではないかと考えます。これまで弊社お客様から要望がなく実行すべき機能として求められておらず適切な要件であると思われるための実装してもしなくても良い機能へと移動するように検討をお願いいたします。	報告	機能要件 2. 1. 00. と合わせて実装してもしなくても良い機能とします。	
外部	97	所得証明書	個人の所得証明書 個人所得証明書及び非課税証明書としても利用する	<実行すべき出力条件> ・課税年度 ・納税義務者	実行すべき	実行すべき				汎用紙	<p>所得証明書であるが、課税証明や非課税証明としても利用する機能。利用目的に応じて、控除額等の項目については、発行時に印字有無を選択することとしている。</p>	<p>①現状の対応状況 7社未対応 一部又は全部の出力項目 (帳票印字項目) に未対応 3社 ・実況居住異動 ・実況 ・合計所得金額説明 ・収入・所得の内訳 ・専従給与額 ・借付控除 ・税額控除 ・税額控除前所得割額 ・配当控除 ・非課税控除 ・所得金額調整控除 ・備考を導入時に送付できる機能</p> <p>標準仕様書に定めるレイアウトに未対応 3社 理由未記載 1社</p> <p>②2025年度までの実績 △製品A・理由なし</p>		—	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答させていただきます。	
外部	98	所得割合回答書	他団体及び外部機関からの所得情報の照会に対する回答書		実行してもしなくても良い	実行してもしなくても良い				汎用紙	情報提供ネットワーク経由での照会業務の実態が前提となるため、実行してもしなくても良い機能としている。 本帳票は実装してもしなくても良い機能だが、給与システム標準化検討会において、実装品として印字項目の検討を行い、帳票レイアウトは標準化対象外としている。					
内部	99	課税台帳	システムに登録されている基本情報、申告情報及び課税情報を台帳形式で出力したもの	<実行すべき出力条件> ・課税年度 ・納税義務者	実行すべき	実行すべき					3/2025年度までの実績					
内部	100	事業用・家庭数課税者リスト	事業用・家庭数課税の対象者リスト		実行すべき	実行すべき				EOで代替可		<p>APPL10からの経費事項No. 96 家庭数課税を行った対象者のリストでしょうか。それとも、今後家庭数課税を行う段階で出力するリストでしょうか。ご指示ください。</p> <p><経費事項の詳細確認結果> 標準で用意していません。 また、帳票名称は現在のまま、でも、「要件の考え方・理由」へ「事業用・家庭数課税を実行した対象者のリスト」を記載いただくことで帳票の用途を明確化できると考えます。</p>	報告	APPL10ご意見の通り、要件の考え方理由に補填します。		
内部	101	副本・正本エラーリスト	副本と正本の情報に差異があるもの一覧		実行してもしなくても良い	実行してもしなくても良い				EOで代替可		<p>「副本と正本の情報に差異があるもの一覧」とありますが、何が副本で、何が正本でしょうか。 「副本と正本の情報に差異」について、詳細な記載が必要と考えます。</p>	報告	<修正事項> 「副本 (印刷時一代に印刷されているデータ) と正本 (システム内で保持しているデータ) の情報 (欄名や欄頭の決定に必要な情報) に差異があるもの一覧		

開封 済 否	№	帳票名称	帳票用途 (帳票の用途)	主な出力条件	運用 状況	更新 履歴 (年)	用途 (外帳票種)	所属 システム (外帳票種)	所属 部署 (内帳票種)	備考	案件の号九方・理由	【実現性評価】 事業者からの御要望 (※まだご要望がないものは省略して記します。)	【APPL10からの帳票事項】 その帳票の設計すべき情報	【検討分類】	【帳票詳細 対応方針】	※ご意見・ご要望等がある場合にはこちらの列にてご記入 ください。
内部	102	課税・収納不一致リスト	課税額と収納額が不一致となっている納税義務者の一覧		実行す べき	実行す べき			EOCで代替可			<p>①現状の対応状況7社未対応 帳票要件に未対応 (現在の運用なし) 3社 ・製品D「銀行システムでは、課税額と収納額を連携して管理しているため、該当帳票はありません。」 理由未記載4社</p> <p>②2025年までの実施 △製品D「課税・収納不一致リストについてこれまで弊社お客様から要望がなく(実行すべき機能として求められておらず)運用な案件であると考えられるため。」</p> <p>【その他】 製品D「各社のシステムの前項によっては、不要な帳票と判断できるため「実行してもよい」に変更が妥当と考えます。」</p>	APPL10からの帳票事項No.97 各社のシステムの前項によっては、必要な帳票と判断できるため「実行してもよい」に変更が妥当と考えます。 △製品D「課税額と収納額を連携して管理しているため、該当帳票はありません。」 △製品D「課税・収納不一致リストについてこれまで弊社お客様から要望がなく(実行すべき機能として求められておらず)運用な案件であると考えられるため。」 そのため、「実行してもよい」へ変更することを提案させていただきます。 △製品D「課税」と「収納」は一致していないと判断し、両方とも出力するのではなく、一方のみを出力する機能を実現していただくことで、両方の帳票を出力する機能を実現していただくことが可能です。 △製品D「課税」と「収納」は一致していないと判断し、両方とも出力する機能を実現していただくことが可能です。 △製品D「課税」と「収納」は一致していないと判断し、両方とも出力する機能を実現していただくことが可能です。 △製品D「課税」と「収納」は一致していないと判断し、両方とも出力する機能を実現していただくことが可能です。	報告	【紐渡事項】 APPL10ご意見を踏まえ、本案件を削除とします。	
内部	103	各種エラーリスト	当初課税計算でエラーが発生した者の一覧		実行す べき	実行す べき			EOCで代替可			3/2025年までの実施		報告	【紐渡事項】 本案件は削除とします。	
内部	104	取込みエラー一覧	課税連携で取込みエラーとなった課税資料データの一覧		実行す べき	実行す べき			EOCで代替可			3/2025年までの実施				
内部	105	特別徴収義務者送付エラーデータ一覧	税額通知ファイルに外字等があったデータの一覧 (送付データの該当項目はそのままだけに出力されずエラーについては出力しない)		実行す べき	実行す べき			EOCで代替可			<p>①現状の対応状況4社未対応 帳票要件に未対応 (現在の運用なし) 3社 ・製品E「E-TAXで利用できない文字については、総務局発行のメンテナンスを行っていただく想定です。なお、総務局発行のE-TAXで利用できない文字がある場合には空白に置換します。」 ・製品F「印刷データがある場合には、CSVとして税額通知データファイルを確認いただく想定です。」 ・製品G「税額通知に記録するデータを編集する際、外字を正字等に置換して記録するため、該当帳票はありません。」 理由未記載3社</p> <p>【その他】 製品E「弊社のように外字を正字や代替文字へ置き換える場合、帳票は不要となる認識です。」</p>				
内部	106	納期特例該当リスト	納期特例に該当する事業者の一覧		実行す べき	実行す べき			EOCで代替可			3/2025年までの実施				
外部	107	納期特例承認通知	納期特例の承認通知を事業所宛に送付する		実行す べき	実行す べき	汎用紙				本帳票は実行してもよい帳票だが、税務システム標準化検討会において、実行例として印字項目の設計を行い、帳票レイアウトは標準化対象外としている。					
外部	108	納期特例却下通知	納期特例の却下通知を事業所宛に送付する		実行す べき	実行す べき	汎用紙									
外部	109	納期特例取消通知	納期特例の取消通知を事業所宛に送付する		実行す べき	実行す べき	汎用紙				本帳票は実行してもよい帳票だが、税務システム標準化検討会において、実行例として印字項目の設計を行い、帳票レイアウトは標準化対象外としている。					
内部	110	既出当額減額一覧表	既出額・納付済額等所得割額にかかる既出当額減額対象となる対象者の一覧		実行す べき	実行す べき			EOCで代替可			<p>①現状の対応状況3社未対応 帳票要件に未対応 (現在の運用なし) 4社 ・製品H「配当課税割額を持つ対象者の異動一覧表より、当該要件を確認する運用を行っていただいております。」 ・製品I「変更一覧のため減額専用でない減額専用を必要といわれた事がない」 理由未記載5社</p> <p>②2025年までの実施 △製品H「これまで弊社お客様から要望がなく(実行すべき機能として求められておらず)運用な案件であると考えられるため。」</p> <p>【その他】 製品H (②現状の対応状況①と関係) 「配当割額・納付済額等送付用に対応」</p>				
外部	111	課税減額申請確認照会文書 (別添)	課税減額が実行している場合の確認用の照会文書 (別添)		実行す べき	実行す べき	汎用紙				本帳票については、印字項目・レイアウト変更の要を改めて検討中。	<p>①現状の対応状況10社未対応 帳票要件に未対応 (現在の運用なし) 4社 理由未記載6社</p> <p>②2025年までの実施 △製品J「ニーズとして把握しておりませんが、今後対応を検討させていただきます。」 △製品K「これまで弊社お客様から要望がなく(実行すべき機能として求められておらず)運用な案件であると考えられるため。」</p> <p>【その他】 製品J 「同世帯と別世帯を分けている目的がわかりませんので、帳票レイアウトの作成が必要と考えます。」</p>	APPL10からの帳票事項No.52 実行すべき帳票となっている理由をご教示ください。弊社システムには当該帳票はなくこれまで弊社お客様から要望がなく(実行すべき機能として求められておらず)運用な案件であると思われるため「実行してもよい」へ変更が妥当と考えます。 △製品J「ニーズとして把握しておりませんが、今後対応を検討させていただきます。」 △製品K「これまで弊社お客様から要望がなく(実行すべき機能として求められておらず)運用な案件であると考えられるため。」 そのため、「実行してもよい」へ変更が妥当と考えます。			
外部	112	課税減額申請確認照会文書 (別添)	課税減額が実行している場合の確認用の照会文書 (別添)		実行す べき	実行す べき	汎用紙				同上	<p>①現状の対応状況11社未対応 帳票要件に未対応 (現在の運用なし) 5社 理由未記載6社</p> <p>②2025年までの実施 △製品L「ニーズとして把握しておりませんが、今後対応を検討させていただきます。」 △製品M「これまで弊社お客様から要望がなく(実行すべき機能として求められておらず)運用な案件であると考えられるため。」 △製品N「No.111と同じ帳票。基本的には一方に送付を行う。手動でそれぞれに送付データを作成することは可能」</p> <p>【その他】 製品Lより意見 「同世帯と別世帯を分けている目的がわかりませんので、帳票レイアウトの作成が必要と考えます。」</p>	APPL10からの帳票事項No.53 実行すべき帳票となっている理由をご教示ください。弊社システムには当該帳票はなくこれまで弊社お客様から要望がなく(実行すべき機能として求められておらず)運用な案件であると思われるため「実行してもよい」へ変更が妥当と考えます。 △製品L「ニーズとして把握しておりませんが、今後対応を検討させていただきます。」 △製品M「これまで弊社お客様から要望がなく(実行すべき機能として求められておらず)運用な案件であると考えられるため。」 △製品N「No.111と同じ帳票。基本的には一方に送付を行う。手動でそれぞれに送付データを作成することは可能」			
外部	113	住民税申告書 (事業所・家庭数課税)	事業所・家庭数課税対象者への送付用の住民税申告書	<p><実行してもよい出力条件> ・市区町村 ・事業所 ・家庭数 ・事業所・家庭数課税の物件情報 等</p>	実行す べき	実行す べき	汎用紙					<p>①現状の対応状況10社未対応 帳票要件に未対応 (現在の運用なし) 3社 ・製品O「申告書送付期間から家庭数課税者向けの事務を実施されている自治体様がございません。」 一部又は全部の出力項目 (帳票印字項目) に未対応1社 理由未記載4社</p> <p>②2025年までの実施 △製品O「既許ユーザから要望がない。」 △製品P「機能要件1.3.2.では実行してもよい機能であり、実現性評価調査表にて確認しております。」</p> <p>【その他】 製品Oより意見 「弊社導入団体様で運用の実績がありません。実行してもよい機能と定義できないでしょうか。」</p>	APPL10からの帳票事項No.98 弊社導入団体様で運用の実績がありません。実行してもよい機能と定義できないでしょうか。	報告	【紐渡事項】 上記の報告としましたが、帳票要件に合わせて実行してもよい帳票とします。	

項目 区分	No.	機能名称	機能概要 (機能の用途)	主な出力条件	運用期	開発 機体 機体 (注)	開発 機体 (注)	開発 機体 (注)	開発 機体 (注)	備考	要件の考え方・理由	【実証性評価】 事業費からの削減率 (※まだ決まっていないものは仮定しております。)	【PMI以外の経費削減】 その他の削減すべき情報	【検討段階】	【構築時 対応方針】	※ご意見・経費削減等がある場合にはこちらの列にてご記入ください。
内部	114	住宅購入金特別控除の確認用リスト (控除対象が3項目以上の場合)	住宅購入金等特別控除対象が3項目以上ある対象を抽出したリスト (データ)。 なお、他のエラーリストに含めて出力する対応でもよいものとする (ただし、エラー理由による抽出及び入力ができる形式で出力すること。対象者及び対象資料が特定できる情報を入力する。資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等に係るチェック処理の実施結果として出力する。		実施すべき	実施すべき				EIOで代替可				-	本構築要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に異なります。これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。	
内部	115	控除対象扶養親族の確認用リスト (控除対象が5人以上かつ個人番号の記入がある場合)	5人以上の控除対象扶養親族の個人番号に記入がある対象を抽出したリスト (データ)。 なお、他のエラーリストに含めて出力する対応でもよいものとする (ただし、エラー理由による抽出及び入力ができる形式で出力すること。対象者及び対象資料が特定できる情報を入力する。資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等に係るチェック処理の実施結果として出力する。		実施すべき	実施すべき				EIOで代替可				-	本構築要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に異なります。これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。	
内部	116	18歳未満の扶養親族の確認用リスト (控除対象が5人以上かつ個人番号の記入がある場合)	8人以上の18歳未満の扶養親族の個人番号に記入がある対象を抽出したリスト (データ)。 なお、他のエラーリストに含めて出力する対応でもよいものとする (ただし、エラー理由による抽出及び入力ができる形式で出力すること。対象者及び対象資料が特定できる情報を入力する。資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等に係るチェック処理の実施結果として出力する。		実施すべき	実施すべき				EIOで代替可				-	本構築要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に異なります。これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。	
内部	117	登録済み資料の取消・訂正データに関するチェックリスト	提出済み給付支払報告書の訂正又は取消のデータがあった対象を抽出したリスト (データ)。 対象者及び対象資料が特定できる情報を入力する。また、訂正・取消と支払報告書が存在するものに、その訂正・取消と支払報告書が存在しない場合に「未取消給付支払報告書確認」として出力する。		実施すべき	実施すべき				EIOで代替可				-	本構築要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に異なります。これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。	
内部	118	登録済み資料の取消・訂正データに関するチェックリスト	提出済み公的年金等支払報告書の訂正及び取消のデータがあった対象を抽出したリスト (データ)。 対象者及び対象資料が特定できる情報を入力する。		実施すべき	実施すべき				EIOで代替可				-	本構築要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に異なります。これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。	
内部	119	徴収区分に関するチェックリスト (徴収契約給付収入の確認用リスト)	徴収区分が使用機能で、徴収契約給付収入の入力がある対象を抽出したリスト (データ)。 なお、他のエラーリストに含めて出力する対応でもよいものとする (ただし、エラー理由による抽出及び入力ができる形式で出力すること。対象者及び対象資料が特定できる情報を入力する。資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等に係るチェック処理の実施結果として出力する。		実施すべき	実施すべき				EIOで代替可				-	本構築要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に異なります。これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。	
内部	120	課税資料の収入額の整合性チェックリスト (年金収入とその他所得の比較)	課税資料の年金収入と、合算課税機能のその他の所得が一致している対象を抽出したリスト (データ)。 対象者及び対象資料が特定できる情報を入力する。資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等に係るチェック処理の実施結果として出力する。		実施すべき	実施すべき				EIOで代替可				-	本構築要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に異なります。これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。	
内部	121	課税資料間の収入額の整合性チェックリスト (専従者給与と専従)	専従者の給与収入額が、同額で二重に計算されている疑いがある対象、専従者控除エラー (同一専従者) 等の関係が矛盾している対象、白色専従者等要件の条件に該当しない対象及び課税資料間の収入額の整合性の確認と給与支払報告書のマッピングエラー対象を抽出したリスト (データ)。 対象者及び対象資料が特定できる情報を入力する。資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等に係るチェック処理の実施結果として出力する。		実施すべき	実施すべき				EIOで代替可				-	本構築要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に異なります。これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。	
内部	122	問題の給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の提出者リスト	問題の給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の提出があった対象者を抽出したリスト (データ)。 対象者及び対象資料が特定できる情報を入力する。資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等に係るチェック処理の実施結果として出力する。		実施すべき	実施すべき				EIOで代替可				-	本構築要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に異なります。これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。	
内部	123	特別徴収給与支払報告書の重複確認用リスト	特別徴収給与支払報告書が複数提出されている対象を抽出したリスト (データ)。 対象者及び対象資料が特定できる情報を入力する。資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等に係るチェック処理の実施結果として出力する。		実施すべき	実施すべき				EIOで代替可				-	本構築要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に異なります。これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。	

開示 区分	No.	帳票名称	帳票機能(帳票の用途)	主な出力条件	運用 状況	開発 状況 (注)	用途 (外務機能)	開発 モード (外務機能)	内務 機能 (内務機能)	備考	案件の考え方・理由	【実施性評価】 事業費からの削減効果 (※まだあった事業費がないものは横線で示します。)	【APPL1からの経費事項】 その他の検討すべき情報	【検討分類】	【構築時 対応方針】	※ご意見・経費事項等がある場合にはこちらの列にてご記入ください。
内部	124	同一人物に対して開帳の年金支払がある 目的の年金等支払報告書の確認リスト	同一人物に支払額が同じ公的年金等支払報告書 が複数存在している公的年金等支払報告書を 抽出したリスト(データ) 対象者及び対象資料が特定できる情報を出力する 資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等 に係るチェック処理の実施結果として出力する		実施すべ き	実施すべ き			EIOで代替可		向上	①現状の対応状況 検索条件に未対応(現在の運用なし) 3社 理由未記載 3社 ②2025年までの実施 △製品C「これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考 えられるため。」 △製品E「他社の申告支援システムの機能と組合せて充足する方針」 【その他】 △製品D「(定額状の対応状況○と開帳) 「前年度分給与収入が一致する場合はタッチ処理で自動的に非該当にすることが可能です。」 △製品E「(定額状の対応状況○と開帳) 「合算時処理のログを一覧化するツールにて確認できます。」		—	本構築要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に準じます。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。	
内部	125	同一事業所提出資料の給与収入額と開帳 給与収入額との開帳対象者リスト	同じ事業所からの資料で給与収入と開帳分給与 収入が一致する対象者を抽出したリスト(デー タ) 対象者及び対象資料が特定できる情報を出力す る資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等 に係るチェック処理の実施結果として出力する		実施すべ き	実施すべ き			EIOで代替可		向上	①現状の対応状況 検索条件に未対応(現在の運用なし) 4社 理由未記載 3社 ②2025年までの実施 △製品C「これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考 えられるため。」 △製品E「他社の申告支援システムの機能と組合せて充足する方針」 【その他】 △製品D「(定額状の対応状況○と開帳) 「前年度分給与収入が一致する場合はタッチ処理で自動的に非該当にすることが可能です。」 △製品E「(定額状の対応状況○と開帳) 「合算時処理のログを一覧化するツールにて確認できます。」		—	本構築要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に準じます。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。	
内部	126	その他の資料提出者の資料登録状況確認 リスト	その他の資料提出以外に課税資料がある。又はそ の他の資料提出以外に課税資料がある対象者を抽出 したリスト(データ) 対象者及び対象資料が特定できる情報を出力す る資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等 に係るチェック処理の実施結果として出力する		実施すべ き	実施すべ き			EIOで代替可		向上	①現状の対応状況 検索条件に未対応(現在の運用なし) 4社 一部のチェック条件に未対応 1社 ・製品D「課税判定以外でチェックしているのは「資料○○ありで○○所得あり」のみ。」 理由未記載 3社 ②2025年までの実施 △製品C「これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考 えられるため。」 △製品E「その他の資料提出以外に課税資料がある」ということの条件が不明 △製品E「他社の申告支援システムの機能と組合せて充足する方針」	APPL1からの経費事項No.155 「その他の資料提出以外に課税資料がある。」 「その他の資料提出以外に課税資料がある」ということについて、具体的な 例を挙げて標準仕様書に記載して頂きたい。	検討対象	本構築要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に準じます。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。 【注意事項】 <標準事項> 「その他の資料提出」が複数発生する状況について具体例を ご回答ください。 なお、「その他の資料提出」とは「確定申告書・住民税申告 書・給与支払報告書・年金支払報告書・還付申告書以外の 課税資料」を想定しておりますが、認識に齟齬があればご 回答ください。	
内部	127	課税対象者で、住居者と住居外で同一カナ名 ・生年月日の対象者を抽出したリスト(デー タ)	課税対象者内で住居者と住居外で同一カナ名 ・生年月日の対象者を抽出したリスト(デー タ) 対象者及び対象資料が特定できる情報を出力す る資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等 の任意のタイミングで実施する。同一人物の チェック処理の結果を出力する		実施すべ き	実施すべ き			EIOで代替可		向上	①現状の対応状況 検索条件に未対応(現在の運用なし) 4社 理由未記載 5社 ②2025年までの実施 △製品C「これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考 えられるため。」		—	本構築要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に準じます。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。	
内部	128	同一人物確認リスト(同姓同名同生年月 日)	課税対象者内に同姓同名同生年月日の対象者を 抽出したリスト(データ) 対象者及び対象資料が特定できる情報を出力す る資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等 に係るチェック処理の実施結果として出力する		実施すべ き	実施すべ き			EIOで代替可		向上	①現状の対応状況 検索条件に未対応(現在の運用なし) 4社 ・うち1社カスタマイズで実施 理由未記載 4社 ②2025年までの実施 △製品C「これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考 えられるため。」		—	本構築要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に準じます。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。	
内部	129	前年度と前年度の特別徴収義務者指定番号 と前年度の指定番号が異なる対象者を抽出した リスト(データ)	前年度と前年度の特別徴収義務者指定番号 と前年度の指定番号が異なる対象者を抽出した リスト(データ) 対象者及び対象資料が特定できる情報を出力す る資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等 に係るチェック処理の実施結果として出力する		実施すべ き	実施すべ き			EIOで代替可		向上	①現状の対応状況 検索条件に未対応(現在の運用なし) 3社 理由未記載 5社 ②2025年までの実施 △製品C「これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考 えられるため。」 △製品E「他社の申告支援システムの機能と組合せて充足する方針」		—	本構築要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に準じます。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。	
内部	130	扶養関係維持資料の登録確認リスト	扶養関係維持について採用資料(優先度により 自動判定)以外に開通付けされた資料がある対 象者を抽出したリスト(データ) 対象者及び対象資料が特定できる情報を出力す る資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等 に係るチェック処理の実施結果として出力する		実施すべ き	実施すべ き			EIOで代替可		向上	①現状の対応状況 検索条件に未対応(現在の運用なし) 4社 ・製品D「課税資料に扶養関係維持を行う機能が無いため、同様の構築はありません。」 理由未記載 4社 ②2025年までの実施 △製品C「これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考 えられるため。」 △製品E「採用資料(優先度により自動判定)以外に開通付けされた資料がある。の条件が不明」	「国への経費事項及びその他重要No.154 」「採用資料(優先度により自動判定)以外に開通付けされ た資料があるの条件について、前年度に開通付けされた 内容を確認しているかご教示いただけます。」 <標準事項> 「採用資料(優先度により自動判定)以外に開通付けされ た資料がある対象者」について、具体例をご回答くださ い。	検討対象	本構築要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に準じます。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。	
内部	131	住宅借入金等特別税額控除の特定取次対象 者リスト	住宅借入金等特別税額控除の対象となる住宅等 の特定取次対象者が年次別開帳12月31日現在の対 象者を抽出し、「特定取次」に該当するかの確認 するためのリスト(データ) 対象者及び住宅借入金等特別税額控除の計算額 を算出するための情報を出力する 資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等 に係るチェック処理の実施結果として出力する		実施すべ き	実施すべ き			EIOで代替可		向上	①現状の対応状況 検索条件に未対応(現在の運用なし) 3社 理由未記載 3社 ②2025年までの実施 △製品C「これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考 えられるため。」 △製品E「他社の申告支援システムの機能と組合せて充足する方針」	APPL1からの経費事項No.159 「計算明細を確認するための情報」とありま すが、どのような項目を出力する想定かご教 示ください。	検討対象	本構築要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に準じます。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。 【注意事項】 <標準事項> 計算明細として確認が必要な情報が具体的に何であるかご 教示ください。	
内部	132	年金特別徴収対象者の登録確認リスト(65 以上の年金受給者で全部特別徴収)	65歳以上で年金収入があり全部特別徴収となっ ている対象者を抽出したリスト(データ) 対象者及び年金所得の有無を特定するための情 報を出力する 資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等 に係るチェック処理の実施結果として出力する		実施すべ き	実施すべ き			EIOで代替可		向上	①現状の対応状況 検索条件に未対応(現在の運用なし) 5社 ・製品D「システムによるエラー制御があるため不要と想定しております。」 △製品C「これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考 えられるため。」 △製品E「要件の意味が不明。抽出条件と用途が不明。」	「国への経費事項及びその他重要No.157 」「抽出条件や用途が不明。具体的な 例を挙げて標準仕様書に記載して頂きたい。」	検討対象	本構築要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に準じます。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。 【注意事項】 <標準事項> 本構築の出力対象となる具体的な納税義務者の状況と対象 を特定するための抽出条件をご教示ください。	

開示 区分	No.	概要名称	概要内容(概要の用途)	主な出力条件	運用 状況	実況 確認 状況 (注)	用途 (外務用途)	取得 手段 (内務用途)	取得 手段 (外務用途)	取得 手段 (内務用途)	備考	案件の考え方・理由	【実況確認】 事業費からの取崩集約 その後の対応について(注)	【APL10からの経費集約】 その後の対応について	【検討区分】	【概要詳細 対応方針】	※ご意見・経費集約等がある場合にはこちらの列にてご記入ください。
内部	133	年金特別徴収対象者の要確認リスト (歳以上の年金受給者で内特別徴収)	65歳以上で年金収入があり内特別徴収にも年金収入がある対象者を抽出したリスト(データ)対象者及び年金所得の有無を特定するための情報出力する 資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等に係るチェック処理の実施結果として出力する		実況すべき	実況すべき				EOで代替可		①現状の対応状況 社未対応 集約要件に未対応(現在の運用なし) 4社 ・製品E「年齢要件と年金所得ともに、年金所得に係る税額を普通徴収として取り扱うため、チェックを行った結果はありません。」 理由未記載 4社 ②2025年度までの実施 △製品C「これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考えられるため。」 △製品D「これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考えられるため。」 △製品E「要件の意味が不明。抽出条件と用途が不明。」	1.0版への経費集約及びその他意思No.159 「抽出条件や用途が確認できません。具体的な例を挙げて標準仕様書に反映して頂きたい。」	検討対象	本稿集約のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に至ります。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として前置されているため、本要件は変更無しとします。 【経費事項】 ＜標準事項＞ 「申告書資料で合算結果に反映しない所得の判定方法」について、具体的な資料合算の状況(反映しない資料やその理由等の判断基準等)と対象を特定するための抽出条件をご回答ください。		
内部	134	前年度からの年金特別徴収対象者で前年度年金資料なし対象者リスト	前年度からの年金特別徴収徴収記録帳と、前年度に年金資料がない対象者を抽出したリスト(データ) 対象者を確認するために必要な情報を出力する 資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等に係るチェック処理の実施結果として出力する		実況すべき	実況すべき				EOで代替可		①現状の対応状況 社未対応 集約要件に未対応(現在の運用なし) 4社 理由未記載 4社 ②2025年度までの実施 △製品C「これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考えられるため。」 △製品D「これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考えられるため。」 △製品E「既許ユーザから要望が無いため、優先度は低くなります。」		—	本稿集約のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に至ります。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として前置されているため、本要件は変更無しとします。		
内部	135	合算未反映所得の確認リスト	合算結果に反映されていない所得が、給与支払報告書又は申告書資料に存在する対象を抽出したリスト(データ) 対象者及び対象資料が特定できる情報を出力する 資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等に係るチェック処理の実施結果として出力する		実況すべき	実況すべき				EOで代替可		①現状の対応状況 7社未対応 集約要件に未対応(現在の運用なし) 5社 ・製品E「申告書資料で合算結果に反映しない所得はない」一部のチェック条件に未対応 1社 ・製品G「課税判定時、一部所得、条件の場合のみチェック」 理由未記載 1社 ②2025年度までの実施 △製品C「これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考えられるため。」 △製品D「申告書資料で合算結果に反映しない所得の判定方法が不明」 △製品E「他社の申告支援システムの機能と照合して充足する方針」	APL10からの経費集約No.159 「申告書資料で合算結果に反映しない所得の判定方法」について、具体的な例を挙げて標準仕様書に反映して頂きたい。	検討対象	本稿集約のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に至ります。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として前置されているため、本要件は変更無しとします。 【経費事項】 ＜標準事項＞ 「申告書資料で合算結果に反映しない所得の判定方法」について、具体的な資料合算の状況(反映しない資料やその理由等の判断基準等)と対象を特定するための抽出条件をご回答ください。		
内部	136	合算未反映控除の確認リスト	合算結果に反映されていない所得が、給与支払報告書又は申告書資料に存在する対象を抽出したリスト(データ) 対象者及び対象資料が特定できる情報を出力する 資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等に係るチェック処理の実施結果として出力する		実況すべき	実況すべき				EOで代替可		①現状の対応状況 7社未対応 集約要件に未対応(現在の運用なし) 5社 ・製品E「申告書資料で合算結果に反映しない所得はない」一部のチェック条件に未対応 1社 ・製品G「課税判定時、一部所得、条件の場合のみチェック」 理由未記載 1社 ②2025年度までの実施 △製品C「これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考えられるため。」 △製品D「申告書資料で合算結果に反映しない所得の判定方法が不明」 △製品E「他社の申告支援システムの機能と照合して充足する方針」	APL10からの経費集約No.160 「申告書資料で合算結果に反映しない所得の判定方法」について、具体的な例を挙げて標準仕様書に反映して頂きたい。	検討対象	本稿集約のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に至ります。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として前置されているため、本要件は変更無しとします。 【経費事項】 ＜標準事項＞ 「申告書資料で合算結果に反映しない所得の判定方法」について、具体的な資料合算の状況(反映しない資料やその理由等の判断基準等)と対象を特定するための抽出条件をご回答ください。 ※上記の他、構築概要の記載の誤り(合算結果に反映されていない「所得」⇒「控除」に修正)があるため修正します。		
内部	137	合算未反映繰上りの確認リスト	合算結果に反映されていない所得が、給与支払報告書又は申告書資料に存在する対象を抽出したリスト(データ) 対象者及び対象資料が特定できる情報を出力する 資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等に係るチェック処理の実施結果として出力する		実況すべき	実況すべき				EOで代替可		①現状の対応状況 7社未対応 集約要件に未対応(現在の運用なし) 5社 ・製品E「申告書資料で合算結果に反映しない所得はない」一部のチェック条件に未対応 1社 ・製品G「課税判定時、一部所得、条件の場合のみチェック」 理由未記載 1社 ②2025年度までの実施 △製品C「これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考えられるため。」 △製品D「申告書資料で合算結果に反映しない所得の判定方法が不明」 △製品E「他社の申告支援システムの機能と照合して充足する方針」	APL10からの経費集約No.181 「申告書資料で合算結果に反映しない所得の判定方法」について、具体的な例を挙げて標準仕様書に反映して頂きたい。	検討対象	本稿集約のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に至ります。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として前置されているため、本要件は変更無しとします。 【経費事項】 ＜標準事項＞ 「申告書資料で合算結果に反映しない所得の判定方法」について、具体的な資料合算の状況(反映しない資料やその理由等の判断基準等)と対象を特定するための抽出条件をご回答ください。 ※上記の他、構築概要の記載の誤り(合算結果に反映されていない「所得」⇒「控除」に修正)があるため修正します。		
内部	138	退職分離あり医療費控除対象者確認リスト (equal 所得金額200万円未満)	医療費控除の対象者で、退職所得(分離)があり、住民税の equal 所得金額等が200万円未満の対象者を抽出したリスト(データ) 対象者、対象者の所得税の equal 所得金額等、住民税の equal 所得金額等及び退職所得(分離)の確認ができる情報を出力する 資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等に係るチェック処理の実施結果として出力する		実況すべき	実況すべき				EOで代替可		①現状の対応状況 9社未対応 集約要件に未対応(現在の運用なし) 4社 理由未記載 4社 ②2025年度までの実施 △製品C「これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考えられるため。」 △製品D「これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考えられるため。」 △製品E「他社の申告支援システムの機能と照合して充足する方針」	【その他】 製品E「(実況)の対応状況○と回答」 「当初資料または別月課税のEO:3つの項目が書かれるため、該当の抽出は可能と思われる」	—	本稿集約のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に至ります。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として前置されているため、本要件は変更無しとします。		
内部	139	所得税と異なる課税方式による住民税の申告確認リスト	市区町村別の課税にない確定申告書情報がある対象者を抽出したリスト(データ) 対象者、対象者の所得税の equal 所得金額等、住民税の equal 所得金額等及び退職所得(分離)の確認ができる情報を出力する 資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等に係るチェック処理の実施結果として出力する また、課税方式の異なる住民税と住民税との繰越控除に差がある対象者について出力を行う		実況すべき	実況すべき				EOで代替可		①現状の対応状況 9社未対応 集約要件に未対応(現在の運用なし) 4社 理由未記載 4社 ②2025年度までの実施 △製品C「これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考えられるため。」		—	本稿集約のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に至ります。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として前置されているため、本要件は変更無しとします。		
内部	140	退職給与支払報告書の提出者確認リスト	退職給与支払報告書が1枚以上ある対象者を抽出したリスト(データ) 対象者、対象者の所得税の equal 所得金額等、住民税の equal 所得金額等及び退職所得(分離)の確認ができる情報を出力する 資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等に係るチェック処理の実施結果として出力する		実況すべき	実況すべき				EOで代替可		①現状の対応状況 9社未対応 集約要件に未対応(現在の運用なし) 4社 理由未記載 4社 ②2025年度までの実施 △製品C「これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考えられるため。」 △製品D「これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考えられるため。」 △製品E「他社の申告支援システムの機能と照合して充足する方針」	【その他】 製品E「(実況)の対応状況○と回答」 「前報の一覧をEOで出力可能なため、退職区分で抽出することで運用可能と思われる」	—	本稿集約のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に至ります。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として前置されているため、本要件は変更無しとします。		
内部	141	給与支払報告書の受取料の分帳確認リスト (特別徴収分給与支払報告書あり)	給与支払報告書の受取料として「特別徴収分給与支払報告書」がある対象者を抽出したリスト(データ) 対象者及び対象資料を特定するために必要な情報出力する 資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等に係るチェック処理の実施結果として出力する		実況すべき	実況すべき				EOで代替可		①現状の対応状況 9社未対応 集約要件に未対応(現在の運用なし) 4社 理由未記載 4社 ②2025年度までの実施 △製品C「これまで弊社お客様から要望がなく実施すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考えられるため。」 △製品D「他社の申告支援システムの機能と照合して充足する方針」	【その他】 製品E「(実況)の対応状況○と回答」 「前報の一覧をEOで出力可能なため、退職区分で抽出することで運用可能と思われる」	—	本稿集約のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に至ります。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として前置されているため、本要件は変更無しとします。		

開示 区分	No.	帳票名称	帳票用途（帳票の用途）	主な出力条件	運用 状況	実況 確認 状況 (注)	開票 時期 (外発帳票)	開票 手段 (外発帳票)	帳票 内容 (内発帳票)	備考	案件の争点・理由	【実現性評価】 事業からの影響 事項等からの影響 事項等 （※まだあった事項でないものは削除しております。）	【APPL10からの影響事項】 その他の検討すべき情報	【検討分類】	【帳票訂 対応方針】	※ご意見・ご質問事項等がある場合にはこちらの列にてご記入ください。
内部	142	普通徴収分給付支払報告書の主送区分の 確認リスト	複数の給与支払報告書の登録があり、主資料又は 別添資料に「普通徴収分給付支払報告書」がある 対象者を抽出したリスト（データ） 対象者及び対象資料の住所の別、対象資料を特 定するために必要な情報を出力する 資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等 に係るチェック処理の実施結果として出力する		実況すべ き	実況すべ き			EOで代替可	給与支払報告書の主送区分に応じた、 住所別資料が登録されているかを抽出 するためのリスト	同上	①現状の対応状況 ②社外対応 帳票要件に未対応（現在の運用なし）4社 理由未記載なし ③2025年度までの実施 △製品C「これまで弊社お客様から要望がなく実装すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考 えられるため。」 △製品E「他社の申告支援システムの機能と組み合わせることで実現する方針」 【その他】 ・製品Bより意見（②現状の対応状況①と別添） 「当初資料の印刷により、同一行で資料区分、乙種、徴収区分、併徴区分を出力可能」		—	本帳票要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に至ります。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年度までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。	
内部	143	申告書の重複確認	課税資料として申告書が複数登録されている対 象者を抽出したリスト（データ） 対象者及び対象資料を特定するために必要な情 報を出力する 資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等 に係るチェック処理の実施結果として出力する		実況すべ き	実況すべ き			EOで代替可		同上	3.2025年度までの実施				
内部	144	納税データの取り込み結果確認リスト	システム外の電子データ（確定申告書、給与支 払報告書、公的年金等支払報告書、徴収記録 簿情報、年金特別徴収徴収データ、ハンナデ ータ、申告特別徴収記録データ以外の申告書 を取り込んだデータ等）の取り込み処理に ついて、出力する取り込み結果の確認リスト （データ）	＜出力項目＞ 取り込み件数 エラー件数及びエラー内容	実況すべ き	実況すべ き			代替不可		取り込み処理に合わせて出力することが必要なため、EO等の代替は不可としている。	①現状の対応状況 ②社外対応 帳票要件に未対応（現在の運用なし）4社 理由未記載なし ③2025年度までの実施 △製品C「これまで弊社お客様から要望がなく実装すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考 えられるため。」 △製品E「取り込み結果のリストの出力は、既存ユーザから要望がない」、「その他件内の情報連携で取り込 んだデータ等」の取得が不明。 △製品G「他社の申告支援システムの機能と組み合わせることで実現する方針」 △製品H「年金特別徴収記録データ以外の申告支援システムで対応しております。年金特別徴収記録データは各種 連携のことでなければ最終システム側で確認可能です。」		検討対象	＜帳票事項＞ 「その他件内の情報連携で取り込んだデータ等」として 機能要件の1.7から1.12.8に追加した内容と考えていま すが、その認識に間違いがないか確認したいです。 ・住民記録情報 (1.1.7-1.1.9) ・国民健康保険情報 (1.1.10-1.1.12) ・介護保険情報 (1.1.13-1.1.15) ・生活保護情報 (1.1.16-1.1.18) ・後援高齢者世帯世帯情報 (1.1.19-1.1.21) ・障害者情報 (1.1.22-1.1.24)	
外部	145	(事業所宛) 納税義務者住所開示書	事業所宛の納税義務者住所開示書		実況すべ き	実況すべ き	内用紙					APPL10からの影響事項No.54 事業所宛の納税義務者の住所開示書については 標準化対象として一般的ではないかと思 います。弊社システムには当該機能はな くこれまで弊社お客様から要望がなく実装すべき機 能として求められておらず過剰な要件であると考 えられるため。」 △製品E「既存ユーザから要望がないため、優先度は低くなります。」 【その他】 「文書番号など一部項目については印字していません。」 ・製品Bより意見（②現状の対応状況①と別添） 「今後機能を実装する機能はありますが、課税票と相違があるため、改修となる見込みです。」		—	本帳票要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に至ります。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年度までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。 【帳票事項】 前年度のみで対応済みです。 「弊社」とされていますが、APPL10としての見解のご提示をお願いできればと存じます。 預置したご意見については、実現性評価の内容も踏まえ検討いたします。 ※実現性評価の検証結果については上記の通りです。	
内部	146	還付振替申告一致のみリスト	合算対象となった還付資料が還付申告・省略申 告のみ対象者について出力するリスト		実況して もしく ても良い	実況して もしく ても良い						APPL10からの影響事項No.163 「還付申告」について、ご教示いただき たい。また、抽出条件について、具体的な例を 挙げて標準仕様書に記載して頂きたい。		検討対象	【帳票事項】 「還付資料が還付申告・省略申告のみ対象者」について、 前に「還付申告・省略申告」しか指定しない納税義務者を 抽出すればよいのか、その他に条件があるのかを確認しま す。	
内部	147	併用徴収候補者確認リスト	本人の徴収希望がなく前年度の徴収方法が併用 徴収でなく給与所得以外の所得がある特別徴収 となっている対象者について出力するリスト		実況すべ き	実況すべ き						①現状の対応状況 ②社外対応 帳票要件に未対応（現在の運用なし）4社 理由未記載なし ③2025年度までの実施 △製品C「これまで弊社お客様から要望がなく実装すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考 えられるため。」 △製品E「既存ユーザから要望がないため、優先度は低くなります。」 △製品G「他社の申告支援システムの機能と組み合わせることで実現する方針」		—	本帳票要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたために現在の定義に至ります。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年度までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。 【帳票事項】 前年度のみで対応済みです。 「弊社」とされていますが、APPL10としての見解のご提示をお願いできればと存じます。 預置したご意見については、実現性評価の内容も踏まえ検討いたします。 ※実現性評価の検証結果については上記の通りです。	
内部	148	専任者情報自動更新処理の結果として、専任 者情報や専任者区分及び専任者人数の情報を 行うためのリスト			実況して もしく ても良い	実況して もしく ても良い										
内部	149	給与支払報告書事前確認リスト	給与支払報告書又は公的年金等支払報告書登録 時に、報告書に記載されている指定番号と登録 済の指定番号で一致しない事業所のリスト 資料登録処理に併せて出力する		実況して もしく ても良い	実況して もしく ても良い										
内部	150	徴収区分チェックリスト1	前年度の徴収区分が特別徴収又は併用徴収の対 象者のうち、前年度で変更済みで併用徴収又 は特別徴収の処理がされている対象者のリスト		実況して もしく ても良い	実況して もしく ても良い			EOで代替可			APPL10からの影響事項No.164 要件に該当する帳票がない場合、新たに作成 することとなりますが、帳票のタイトルは 「徴収区分チェックリスト1」で良いので でしょうか？帳票のタイトルから機能がイメ ジできません。 「徴収区分チェックリスト7」まで同様。		検討対象	帳票の用途は「帳票概要」欄に整理されており、前年度の 徴収区分の補正に係る関連帳票が明示的であるため、現在 の帳票名称のままでも問題ないと考えています。 ＜帳票事項＞ 上記のとおり、帳票名称の修正はしないものと考えており ますが、帳票の取り違えや帳票用途の誤解といった業務に 支障が出る懸念がなければ大丈夫です。 また、可能であれば具体的な帳票名称の修正案も併せてご 回答をお願いいたします。	
内部	151	徴収区分チェックリスト2	前年度の徴収区分が普通徴収となっている対象 者のうち、前年度で普通徴収から特別徴収への 切り換えがされている対象者のリスト		実況して もしく ても良い	実況して もしく ても良い			EOで代替可			APPL10からの影響事項No.164 要件に該当する帳票がない場合、新たに作成 することとなりますが、帳票のタイトルは 「徴収区分チェックリスト1」で良いので でしょうか？帳票のタイトルから機能がイメ ジできません。 「徴収区分チェックリスト7」まで同様。		検討対象	帳票の用途は「帳票概要」欄に整理されており、前年度の 徴収区分の補正に係る関連帳票が明示的であるため、現在 の帳票名称のままでも問題ないと考えています。 ＜帳票事項＞ 上記のとおり、帳票名称の修正はしないものと考えており ますが、帳票の取り違えや帳票用途の誤解といった業務に 支障が出る懸念がなければ大丈夫です。 また、可能であれば具体的な帳票名称の修正案も併せてご 回答をお願いいたします。	
内部	152	徴収区分チェックリスト3	前年度で普通徴収又は特別徴収の処理により普通 徴収となっており、前年度で変更済みで普通 徴収となったもののうち、対象事業所からの給与 支払報告書データに「給与区分・乙種区分・取消 区分」がない対象者のリスト		実況して もしく ても良い	実況して もしく ても良い			EOで代替可			APPL10からの影響事項No.164 要件に該当する帳票がない場合、新たに作成 することとなりますが、帳票のタイトルは 「徴収区分チェックリスト1」で良いので でしょうか？帳票のタイトルから機能がイメ ジできません。 「徴収区分チェックリスト7」まで同様。		検討対象	帳票の用途は「帳票概要」欄に整理されており、前年度の 徴収区分の補正に係る関連帳票が明示的であるため、現在 の帳票名称のままでも問題ないと考えています。 ＜帳票事項＞ 上記のとおり、帳票名称の修正はしないものと考えており ますが、帳票の取り違えや帳票用途の誤解といった業務に 支障が出る懸念がなければ大丈夫です。 また、可能であれば具体的な帳票名称の修正案も併せてご 回答をお願いいたします。	

開示 区分 区分	No.	機関名称	機関概要(機関の用途)	主な出力条件	運用 状況	運用 状況 (注)	用途 (外務機関)	取得 手段 (外務機関)	内務 機関 (内務機関)	備考	資料の取次方・理由	【実証性評価】 事業費からの回収業務 (※まだあった事業費がないものは記載してあります。)	【APPL10からの経費事項】 その他の検討すべき情報	【検討分類】	【機関訂 対応方針】	※ご意見・経費事項等がある場合にはこちらの列にてご記入ください。
内部	153	徴収区分チェックリスト4	新年度の徴収区分が普通徴収となっている対象者のうち、前年度が転勤転居により特別徴収となっている対象者のリスト		実施して もしく もなく も良い	実施して もしく もなく も良い						APPL10からの経費事項No.164 要件に該当する機関がない場合、新たに作成することとなりますが、機関のタイトルは「徴収区分チェックリスト7」で良いのでしょうか?機関のタイトルから機能がイメージできません。 「徴収区分チェックリスト7」まで同様。	検討対象	機関の用途は「機関概要」欄に記載されており、新年度の徴収区分の情報に係る関連機能が明示的であるため、現在の機関名のままでも問題ないと考えています。 <補足事項> 上記のとおり、機関名の修正はしないものと考えておりますが、機関の取り違えや機関用途の誤解といった業務に支障が出る懸念があればご報告ください。 また、可能であれば具体的な機関名の修正案も併せてご返信をお願いいたします。		
内部	154	徴収区分チェックリスト5	各等社により届出と新年度で別番号に課税データができていないものうち、前年度で徴収区分の変更に係る処理を行った履歴のある対象者のリスト		実施して もしく もなく も良い	実施して もしく もなく も良い						APPL10からの経費事項No.164 要件に該当する機関がない場合、新たに作成することとなりますが、機関のタイトルは「徴収区分チェックリスト7」で良いのでしょうか?機関のタイトルから機能がイメージできません。 「徴収区分チェックリスト7」まで同様。 APPL10からの経費事項No.165 「別番号」の番号とは、事業所の指定番号と考えるのでしょうか?	検討対象	(No.164) 機関の用途は「機関概要」欄に記載されており、新年度の徴収区分の情報に係る関連機能が明示的であるため、現在の機関名のままでも問題ないと考えています。 <補足事項> 上記のとおり、機関名の修正はしないものと考えておりますが、機関の取り違えや機関用途の誤解といった業務に支障が出る懸念があればご報告ください。 また、可能であれば具体的な機関名の修正案も併せてご返信をお願いいたします。 (No.165) 以下の修正案のとおり、表現を修正します。 <修正案> 同一人物の関連付けにより前年度と新年度で別番号等の個人特定に支障する懸念が生じる事で課税データができていないものうち、前年度で徴収区分の変更に係る処理を行った履歴のある対象者のリスト		
内部	155	徴収区分チェックリスト6	前年度で2か年前年度の対象となったものうち、前年度に課税取消処理の履歴がある対象者のリスト		実施して もしく もなく も良い	実施して もしく もなく も良い						APPL10からの経費事項No.164 要件に該当する機関がない場合、新たに作成することとなりますが、機関のタイトルは「徴収区分チェックリスト7」で良いのでしょうか?機関のタイトルから機能がイメージできません。 「徴収区分チェックリスト7」まで同様。	検討対象	機関の用途は「機関概要」欄に記載されており、新年度の徴収区分の情報に係る関連機能が明示的であるため、現在の機関名のままでも問題ないと考えています。 <補足事項> 上記のとおり、機関名の修正はしないものと考えておりますが、機関の取り違えや機関用途の誤解といった業務に支障が出る懸念があればご報告ください。 また、可能であれば具体的な機関名の修正案も併せてご返信をお願いいたします。		
内部	156	徴収区分チェックリスト7	前年度に退職以外で普通徴収に切り替えたもののうち、前年度の徴収区分がなか車転居により普通徴収となっており、当該事業所の給与支払報告書データに退職・転職・普通徴収区分がない対象者のリスト		実施して もしく もなく も良い	実施して もしく もなく も良い						APPL10からの経費事項No.164 要件に該当する機関がない場合、新たに作成することとなりますが、機関のタイトルは「徴収区分チェックリスト7」で良いのでしょうか?機関のタイトルから機能がイメージできません。 「徴収区分チェックリスト7」まで同様。	検討対象	機関の用途は「機関概要」欄に記載されており、新年度の徴収区分の情報に係る関連機能が明示的であるため、現在の機関名のままでも問題ないと考えています。 <補足事項> 上記のとおり、機関名の修正はしないものと考えておりますが、機関の取り違えや機関用途の誤解といった業務に支障が出る懸念があればご報告ください。 また、可能であれば具体的な機関名の修正案も併せてご返信をお願いいたします。		
外部	157	徴収決定通知書	徴収が決定した納税義務者宛に送付する		実施すべ き	実施すべ き	汎用紙				本機関については、印字項目・レイアウト策定の要件を改めて検討中。	APPL10からの経費事項No.56 弊システムには当該機能はなくこれまで弊社お客様から要望がなく実装すべき機能として求められておらず適切な要件であると考えるため。 △製品F「課税決定通知書の発行」は、実証性評価の対象外です。 △製品G「課税決定通知書の発行」は、実証性評価の対象外です。 △製品H「課税決定通知書の発行」は、実証性評価の対象外です。	—	本機関要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたため現在の確認は不要です。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。 【経費事項】 回答のみで対応済みです。 「弊社」となっていますが、APPL10としての見解のご提示をお願いできれば幸いです。 当該のご意見については、実証性評価の内容も踏まえ検討いたします。 ※実証性評価の検証結果については上記の通りです。		
内部	158	非用徴収ありで確定申告書と住民税申告書の両方を申告している対象を出力したリスト			実施して もしく もなく も良い	実施して もしく もなく も良い										
内部	159	申告特例データのリスト	申告特例のデータが送られてきたが、課税データがない対象者のリスト		実施して もしく もなく も良い	実施して もしく もなく も良い										
内部	160	納入額不一致通知書	課税額及び収納額が不一致となっている事業所に送付する		実施すべ き	実施すべ き						① 現状の対応状況 ① 社外対応 課税額と納入額(現在の運用なし) 5社 △製品F「課税額と納入額が不一致の事業所に通知を送付する運用を想定していないため」 理由未記載5社 ② 2025年度までの実施 △製品G「これまで弊社お客様から要望がなく実装すべき機能として求められておらず適切な要件であると考えるため」。 △製品H「課税額と納入額が不一致の事業所に通知を送付する運用を想定していないため」 △製品I「他社の申告支援システムの機能と統合して実装する方針」	報告	本機関要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたため現在の確認は不要です。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。 【経費事項】 回答のみで対応済みです。 「弊社」となっていますが、APPL10としての見解のご提示をお願いできれば幸いです。 当該のご意見については、実証性評価の内容も踏まえ検討いたします。 ※実証性評価の検証結果については上記の通りです。 (No.56) 利用区分を修正します。		
内部	161	中間サービス一括照会リスト	他団体に居住の納税義務者の所得照会を行うための、CSVデータ		実施して もしく もなく も良い	実施して もしく もなく も良い										
内部	162	資料照送一覧リスト	資料照送一覧のリスト 宛先番号、資料番号、資料区分、生年月日、氏名、氏名(フリガナ)及び照送先住所を出力		実施すべ き	実施すべ き						① 現状の対応状況 ① 社外対応 課税額と納入額(現在の運用なし) 4社 △製品A「課税額と納入額が不一致の事業所に通知を送付する運用を想定していないため」 理由未記載2社 ② 2025年度までの実施 △製品G「これまで弊社お客様から要望がなく実装すべき機能として求められておらず適切な要件であると考えるため」。 △製品H「課税額と納入額が不一致の事業所に通知を送付する運用を想定していないため」 △製品I「他社の申告支援システムの機能と統合して実装する方針」	—	本機関要件のニーズについては、これまでの前年度で確認できたため現在の確認は不要です。 これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は概ね対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。 【経費事項】 回答のみで対応済みです。 「弊社」となっていますが、APPL10としての見解のご提示をお願いできれば幸いです。 当該のご意見については、実証性評価の内容も踏まえ検討いたします。 ※実証性評価の検証結果については上記の通りです。		
内部	163	送付・省略申告1枚の課税リスト	合算の結果、所得控除の内訳を記載している申告書が1枚の存在しない場合の課税用リスト		実施して もしく もなく も良い	実施して もしく もなく も良い						APPL10からの経費事項No.100 機関概要「No.146」送付省略申告1枚のみリスト」と同じ機能ではないでしょうか。	報告	APPL10ご指摘を踏まえ、No.146に統合します(本機関を削除)		
内部	164	個人未特定リスト	納税義務者と紐づかなかった課税資料のリスト		実施して もしく もなく も良い	実施して もしく もなく も良い										
内部	165	徴収先アンマッチリスト(関連関係)	関係先及び関連先で徴収区分に変更があった者のリスト		実施して もしく もなく も良い	実施して もしく もなく も良い						APPL10からの経費事項No.166 「関係先」の機能は「関係先」は事業所として、関係先が関係先として機能できません。具体的な例を挙げて標準仕様書記載して頂きたい。	検討対象	以下の修正案の通り表現を修正します。 <修正案> 新年度徴収区分について、複数登録が同一人物の関連付けの関連先に反映されているかを確認するためのリスト作成に、関係先で徴収区分に変更があった者のリスト <補足事項> 本機関を154の機関と統合(本機関を削除)が可能を確認します。 削除可能な場合は上記修正案も考慮して機関概要を修正します。		
内部	166	年金対象者特定登録リスト(前年対象者比較)	年金特別徴収対象者が前年度と年金保険料・年金控除が異なる者のリスト		実施して もしく もなく も良い	実施して もしく もなく も良い										

開示 区分	№	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	主な出力条件	運用 頻度	提出 義務 有無 (注)	開票 時期 (外開票)	開票 形式 (外開票)	帳票 内容 (内開票)	備考	資料の導入手・理由	【開票時期】 事業費からの開票集約 (※まだあった事業でないものは開票していません。)	【APPL1からの紐着事項】 その他の統計すべき情報	【統計分類】	【帳票群 対応方針】	※ご意見・経費事項等がある場合にはこちらの列にてご記入ください。
内部	167	相続人・納税管理人チェックリスト	相続人及び納税管理人の特定調査用の宛て書・転出者の確認リスト		実施すべき	実施すべき						3/2025年までの実施				
内部	168	特別徴収税額決定通知書、特別徴収税額変更通知書及び特別徴収納入書の発行者のリスト			実施すべき	実施すべき			EIOで代替可							
内部	169	年金特別徴収徴収中止発注書一覧	徴収の停止を納税義務者に対して通知する書類の発注者のリスト		実施すべき	実施すべき						①現状の対応状況の社外対応 特選案件に未対応(既名の運用なし) 2社 ・製品A「国税連携以外未対応。」 理由未記載4社 ②2025年度での実施 ×製品E「国特ユーザから要望が無いため、優先度は低くなります。」			本帳票案件のニーズについては、これまでの群で確認できたために現在の課題にありません。これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は是非対応可能として前着されているため、本案件は変更無しとします。	
内部	170	年金特別徴収対象者突合結果一覧	00通知と基幹システムで保有する宛名情報を突合した際に、該当宛名を特定できなかった者を抽出		実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い										
内部	171	基礎年金番号前年不一致リスト	基礎年金番号の不一致を調査する為の資料群・前年の基礎年金番号のマッピングと行い、一致しないものをリストを出力する		実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い			EIOで代替可							
内部	172	合算チェックリスト(特別徴収正常)	資料合算結果が、併用徴収を特別徴収のみとするの要件に照準する為の資料 ※先資料が給与支払報告書・公的年金等支払報告書 ※併用徴収結果を照準するデータの正常性を確認するため、所得等の資料内容を印字する		実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い			代替不可							
内部	173	合算チェックリスト(給与支払報告書・公的年金等支払報告書正常)	資料合算結果を確認する為の資料 ※先資料が給与支払報告書・公的年金等支払報告書の資料合算結果で照準するデータの正常性を確認するため、所得等の資料内容を印字する		実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い			代替不可							
内部	174	合算チェックリスト(普通徴収結果正常)	資料合算結果を確認する為の資料 ※先資料が給与支払報告書・公的年金等支払報告書 ※併用徴収結果を照準するデータの正常性を確認するため、所得等の資料内容を印字する		実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い			代替不可							
内部	175	該当対象者異動リスト	該当対象者の異動内容を把握する為の資料 ※先資料が給与支払報告書・公的年金等支払報告書 ※併用徴収結果を照準するデータの正常性を確認するため、所得等の資料内容を印字する		実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い										
内部	176	利用届出情報一覧	正しい徴収料コードの入力を確認するため、利用届出情報(納税者ID及び宛先番号など)を抽出する		実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い			EIOで代替可							
内部	177	給与支払報告書表紙表(イメージ)	eLBAで電子的に提出された給与支払報告書表紙に作成した、給与支払報告書表紙のイメージデータ		実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い										
内部	178	申告先税目更新結果リスト	eLBAの利用開始の経緯において、審査システムで申告先税目を更新し、自動更新による更新システムに納税者IDが自動連携した対象や、納税者IDに紐づく税目更新結果が一致しない場合等の対象を把握するリスト		実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い										
外部	179	減免不許可通知書	減免の不許可を決定した納税義務者宛に送付する		実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い										
内部	180	減免決定撤回書	減免を決定した対象者を抽出した、内部決裁用の帳票		実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い										
内部	181	配当・寄附金調査リスト	配当所得があるもの及び寄附金控除があるものの調査 税務調査等のために利用する		実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い										
外部	182	給与支払報告書提出催告状	特別徴収義務者に催告状を送付した後、給与支払報告書が提出されなかった場合に送付する催告状		実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い										
内部	183	特別徴収対人封緘封筒表紙	特別徴収税額通知書について対人封緘を業者委託するため、特別徴収義務者の税額通知書(特別徴収税額書用紙及び納税義務者用紙)の枚数を記載したものを		実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い										
内部	184	通知書等出力一覧	納税通知書等の発注物全部について、帳票出力時の出力内容を一覧にしたものを		実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い							APPL1からの紐着事項No.101 帳票ではなく、EIOで代替可とならないでしようか。		統計対象	【帳票事項】 EIOでの代替が可能かを確認します。
内部	185	特別徴収義務者宛名変更リスト	特別徴収義務者情報が存在する事業者の宛名情報に更新があった場合の確認リスト		実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い										
内部	186	給与支払報告書未提出特別徴収義務者調査書	催告状送付後も給与支払報告書の提出のない給与支払報告書未提出義務者に対して、調査(催告状送付、戸別収集等)を行っていく際に使用する帳票		実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い			EIOで代替可		EIOの場合は記載欄の項目は出力不要とする					
内部	186	給与支払報告書未提出特別徴収義務者調査書	催告状送付後も給与支払報告書の提出のない給与支払報告書未提出義務者に対して、調査(催告状送付、戸別収集等)を行っていく際に使用する帳票		実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い			EIOで代替可		EIOでの出力については、差し込み印刷で調査用の資料を作成する運用を想定している。					

開票 区分 内外	№	帳票名称	帳票機能(帳票の用途)	主な出力条件	運用 状況	運用 状況 (注)	機能 (外帳票)	取得手段 (外帳票)	内容 (内帳票)	備考	要件の考え方や理由	【実証性評価】 事業者からの回答集約 (※まだあった事項でないものは省略しております。)	【APL10からの経費事項】 その他の統計すべき情報	【統計分類】	【帳票群 対応方針】	※ご意見・経費事項等がある場合にはこちらの列にてご記入ください。
内部	187	二重課税対象者チェックリスト	開票内容を指定したことにより、関連元・関連先と二重課税が検出されている事業者・事業所・家賃控除税分を除き、住民税控除と住民税控除控除の双方で課税資料が登録され、二重課税となるものを確認するためのリスト		実装して もしく ても良い	実装して もしく ても良い			EIOで代替							
内部	188	電子給与支払報告書(期前送付分)データ抽出	eJAMで提出された電子給与支払報告書のファイルを取り込み処理した。給与支払報告書の「従業員番号」のうち取込不全(登録登録時)分の取込を手動で修正し再提出したリスト	<実装すべき出力条件> ・国庫連立システムで設定した処理日 ・一括更新用データを作成既成した日	実装して もしく ても良い	実装して もしく ても良い			EIOで代替			APL10からの経費事項No.81 帳票要件No.188は実装してもしなくても良い機能として認識されていますが、帳票要件1.4.18は実装すべき機能として認識されており、帳票要件と機能要件で不整合が発生しています。	報告		機能要件に合わせ、帳票要件を修正します。	
内部	189	改正連絡票(給与支払報告書・労務費等支払報告書)	資料情報のエラーを修正するための資料として利用するための修正 バッチ処理にて登録された資料情報のうち、各項目又は項目間で不整合があった内容や修正すべき内容をエラーメッセージ又は警告メッセージとして出力する		実装して もしく ても良い	実装して もしく ても良い			EIOで代替		EIOの場合には記載欄の項目は出力不要とする	EIOでの出力については、差し込み印刷で確認用の資料を作成する運用を想定している。				
内部	190	連絡不可(取消)データ(確定申告書の取込区分が4.9であるもの)を受理した場合に、その分が4.9である申告書(「4」に基づいて発生を行っていないか確認するためのリスト)	連絡不可(取消)データ(確定申告書の取込区分が4.9であるもの)を受理した場合に、その分が4.9である申告書(「4」に基づいて発生を行っていないか確認するためのリスト)	<出力項目> ・連絡不可(取消)データの受付番号 ・申告書登録番号 ・利用年度別番号 ・所属システムに取込んだ確定申告書の資料番号 ・申告書登録番号 ・資料発生理由	実装して もしく ても良い	実装して もしく ても良い			EIOで代替							
内部	191	特別徴収義務者一括変更義務者一覧	特別徴収義務者から提出される異動データ(支給率等欄に記録した所属機関の変更)を取り込み、登録済みの支給率番号を更新した結果のリスト		実装して もしく ても良い	実装して もしく ても良い			EIOで代替							
内部	192	電子データ給与支払報告書(DOR・パンチ・申告書登録システム)による申告情報を取り込んだ事業者の内、取替費の発生希望が発生停止で登録されているものリスト	電子データ給与支払報告書(DOR・パンチ・申告書登録システム)による申告情報を取り込んだ事業者の内、取替費の発生希望が発生停止で登録されているものリスト		実装して もしく ても良い	実装して もしく ても良い			EIOで代替							
内部	193	納期特別取消請求者リスト	現在納期特別が適用されている義務者について、納期特別の対象から除外すべきもの(請求資料に提出しないもの)を抽出したリスト 納期特別事業所について、下記から一つづれかに該当するものを出力する ・ア 前年度末の全従業員数が10人以上のもの ・イ いずれかの月の課税人員が10人以上のもの ・ウ 納期特別適用(未納分)があるもの		実装して もしく ても良い	実装して もしく ても良い			EIOで代替							
内部	194	税金異動者リスト(引継ぎ用)	通知書等の送付物の一括出力後、税金異動が及んだものを抽出し、実際の送付前に引き替えるためのリスト	<実装すべき出力条件> ・対象帳票 ・異動理由	実装して もしく ても良い	実装して もしく ても良い			EIOで代替							
内部	195	課税資料別一覧表	各年度に入力された課税資料の集計表	<実装すべき出力条件> ・課税資料 ・課税年度 <出力項目> ・課税資料別の登録件数(課税者、非課税者、町別及び条件)	実装して もしく ても良い	実装して もしく ても良い			EIOで代替							
内部	196	税別金税額控除に係る申告特別通知書	申告金税額控除に係る申告特別通知書をイメージとして出力する	<実装すべき出力条件> ・個人未特定	実装して もしく ても良い	実装して もしく ても良い					納税者への説明や通知内容の確認時に印刷して利用する運用を想定している。			報告	主な出力条件の範囲を削減します。 (申告特別通知書の登録がある全てが対象となるため。)	
内部	197	事業所別受給者別課税額確認リスト	事業所の各月の従業員ごとの月別の課税額をまとめるためのリスト	<実装すべき出力条件> ・特別徴収義務者 ・従業員数(〇人以上又は以下、範囲で指定)	実装して もしく ても良い	実装して もしく ても良い			EIOで代替		従業員が多い事業所等の特定の事業所の各月の従業員ごとの課税額を一覧表として抽出し、従業員ごとの給与からの引き落としと課税額の比較確認を行うために利用する運用を想定している。					
内部	198	所得割合対象者リスト	情報提供ネットワークシステムにおいて連続納税義務者や事業所・家賃控除義務者の所得割合を行う対象者について出力したリスト		実装して もしく ても良い	実装して もしく ても良い			EIOで代替							
内部	199	納税通知書出力明細書	納税通知書の出力件数の集計表	<出力項目> ・納税通知書出力件数(過年度、納月別区分、当初分、一般、口産納税及び申告特別区分) ・課税資料別・課税年度別 ・2号課税 ・家賃控除区分 ・eJAM/申告書納税通知 ・納税通知書出力件数(課税別)	実装して もしく ても良い	実装して もしく ても良い			EIOで代替							
内部	200	特別徴収義務者別異動一覧表	特別徴収義務者の各月の異動額が変更となった場合に出力する。特別徴収義務者ごとの異動額がある特別徴収義務者別異動一覧表 特別徴収義務者ごとの異動額のある個人情報を出力する	<実装すべき出力条件> ・氏名 ・のり名 ・生年月日 ・事業所向 ・事業所向(特別徴収額通知に印字するための自動登録される事業所内個人の通(番号) ・事業所番号(事業所から提出される給与支払報告書等に記録されている受給者番号) ・月別額(登録されている月別額を、月を指定して抽出する) ・年別額 ・個人番号 <実装してもしなくても良い出力条件> ・異動理由(バッチ処理日ごとに異動があった人の抽出が可能) ・異動事由 ・入力日(範囲指定可能) ・月次処理ごとの更新対象者	実装して もしく ても良い	実装して もしく ても良い										
内部	201	扶養関係確認用リスト	同一世帯内や世帯相互間の扶養関係を確認する際のリスト		実装すべき	実装すべき						②現状の対応状況は社未対応 世帯資料に未対応(既成の運用なし)3社 理由未記載5社 ③2025年度までの異動△製品G「これまで弊社お客様から要望がなく実装すべき機能として求められておらず過剰な要件であると考えられるため。」	APL10からの経費事項No.59 申告システムには当該機能はなくこれまで弊社お客様から要望がなく実装すべき機能として求められておらず過剰な要件であると認められるため実装してもしなくても良い機能に移動するように検討をお願いします。	—	本帳票要件の二つについては、これまでの計で確認できたために現在の課題にありません。これを踏まえて、現時点で未対応の事業者についても2025年までの実施は認め対応可能として前記されているため、未要件は変更無しとします。 【経費事項】 回答のみで対応済みです。「弊社」となっていますが、APL10としての見解のご提示をお願いできればと存じます。預託のご意見については、実証性評価の内容も踏まえ検討いたします。 ※実証性評価の結果結果については上記の通りです。	
外部	202	給与支払報告書(個人別明細書)	特別徴収義務者に対して、当初課税時に送付する個人別明細書の様式	<実装してもしなくても良い出力条件> ・給与支払報告書(個人別明細書)の発生希望	実装して もしく ても良い	実装して もしく ても良い				専用紙						
外部	203	調査書(報告書)	申告書内容等を送付してもなお未申告のものに対し送付する文書		実装して もしく ても良い	実装して もしく ても良い				汎用紙						
外部	204	相続人代表者指定通知書	相続人代表者を指定したことの通知文書	<実装すべき出力条件> ・相続人代表者の設定後に初めて税額を通知する者	実装して もしく ても良い	実装して もしく ても良い				汎用紙						
内部	205	電子申告之欄給与支払報告書一覧	帳票等の登録内容から資料情報を修正するために、電子(eJAM/媒体)で提出された給与支払報告書データからの確認用給与支払報告書に集計情報を抽出する	<実装してもしなくても良い出力条件> ・「2」の指定 ・「申告書区分」の設定 ・「課税資料」の任意の文書(特別徴収/外債/海外/非居住/出国/所得控除)の指定 ・「海外居住報告書」の指定 ・「海外債」の指定 ・「取込区分」の設定	実装して もしく ても良い	実装して もしく ても良い			EIOで代替				APL10からの経費事項No.82 帳票要件No.205-206について、実装してもしなくても良い出力条件としても点検されていますが、対応機能の条件のみ記載する方が良いのではないのでしょうか。	報告	本帳票に該当する条件のみに修正します。	

開示 区分	№	帳票名称	帳票概要 (帳票の用途)	主な出力条件	適用 範囲	提出 期限 (日)	提出 形式 (外部帳票)	伝送 方式 (内部帳票)	備考	要件の考案・理由	【実施性評価】 事業費からの回収率 (※まだあった事業費でないものは無しと扱います。)	【APL10からの帳票事項】 その他の検討すべき情報	【検討分類】	【帳票訂 対応方針】	※ご意見・経費事項等がある場合にはこちらの列にてご記入ください。
内部	206	電子申告届付住所一覧	帳票等の登録内容から資料情報を修正するために、電子 (eJAX・媒体) で提出された給与支払報告書データから届付住所に係る情報を抽出する	<ul style="list-style-type: none"> 「実務すべき出力条件」 「Z編」の設定 「普通徴収区分」の設定 「源泉徴収」の任意の文章 「特別徴収/届出」 「特別徴収/届出/高付/原居住/出国/再」 「特別住所番号」の設定 「契約免除」の設定 「賦課区分」の設定 	実施して もしく も良い	実施して もしく も良い		EIOで代替可			APL10からの帳票事項No. 82 帳票要件No205～209について、実施してもし なくても良い出力条件として記載されてい ますが、対応帳票の条件のみ記載する方が良 いのではないだろうか。	報告	本帳票に該当する条件のみに修正します。		
内部	207	電子申告出国一覧	帳票等の登録内容から資料情報を修正するた めに、電子 (eJAX・媒体) で提出された給与 支払報告書データから出国に係る情報を抽出 する	<ul style="list-style-type: none"> 「実務すべき出力条件」 「Z編」の設定 「普通徴収区分」の設定 「源泉徴収」の任意の文章 「特別徴収/届出」 「特別徴収/届出/高付/原居住/出国/再」 「特別住所番号」の設定 「契約免除」の設定 「賦課区分」の設定 	実施して もしく も良い	実施して もしく も良い		EIOで代替可			APL10からの帳票事項No. 82 帳票要件No205～209について、実施してもし なくても良い出力条件として記載されてい ますが、対応帳票の条件のみ記載する方が良 いのではないだろうか。	報告	本帳票に該当する条件のみに修正します。		
内部	208	電子申告契約免除一覧	帳票等の登録内容から資料情報を修正するた めに、電子 (eJAX・媒体) で提出された給与 支払報告書データから契約免除に係る情報を抽出 する	<ul style="list-style-type: none"> 「実務すべき出力条件」 「Z編」の設定 「普通徴収区分」の設定 「源泉徴収」の任意の文章 「特別徴収/届出」 「特別徴収/届出/高付/原居住/出国/再」 「特別住所番号」の設定 「契約免除」の設定 「賦課区分」の設定 	実施して もしく も良い	実施して もしく も良い		EIOで代替可			APL10からの帳票事項No. 82 帳票要件No205～209について、実施してもし なくても良い出力条件として記載されてい ますが、対応帳票の条件のみ記載する方が良 いのではないだろうか。	報告	本帳票に該当する条件のみに修正します。		
内部	209	電子申告退職一覧	帳票等の登録内容から資料情報を修正するた めに、電子 (eJAX・媒体) で提出された給与 支払報告書データから退職に係る情報を抽出 する	<ul style="list-style-type: none"> 「実務すべき出力条件」 「Z編」の設定 「普通徴収区分」の設定 「源泉徴収」の任意の文章 「特別徴収/届出」 「特別徴収/届出/高付/原居住/出国/再」 「特別住所番号」の設定 「契約免除」の設定 「賦課区分」の設定 	実施して もしく も良い	実施して もしく も良い		EIOで代替可			APL10からの帳票事項No. 82 帳票要件No205～209について、実施してもし なくても良い出力条件として記載されてい ますが、対応帳票の条件のみ記載する方が良 いのではないだろうか。	報告	本帳票に該当する条件のみに修正します。		
内部	210	町村課税状況等の調	個人住民税に関する調を作成するための様式		実施して もしく も良い	実施して もしく も良い		EIOで代替可					報告	<p>【全体評価中】 標準仕様書第1.0版の改訂において、以下の要件を追加する ことを検討中です。(以下は現時点です。)</p> <p>「(5) 都道府県への報告等に係る要件 本仕様書においては、「地方交付税に関する調」や「市町 村の課税状況に関する調」、「固定資産の価格等の概要調 書」など、県の行政機関や都道府県が行う調査・報告に係 る各種機能や帳票については、標準化の対象外とする。こ の場合、パッケージシステムの機能や帳票として提供す ることが可能であるが、パッケージシステムで提供されな い場合は、併付けツール等 (EIOを含む。) により対応す ることを想定している。」</p> <p>これに伴い、以下の帳票は標準化の対象外との整理に なります。 ①市町村の課税状況に関する調 ②固定資産の価格等の概要調書 ③地方交付税に関する調 ④個人住民税課税調報告書</p> <p>したがって、左記の帳票要件は標準仕様書から削除といた します。</p>	
内部	211	住宅借入金等特別税額控除集計表	住宅借入金等特別税額控除の集計表		実施して もしく も良い	実施して もしく も良い		EIOで代替可							
内部	212	住宅借入金等特別税額控除異動者一覧 (特別徴収・普通徴収)	住宅借入金等特別税額控除した異動者の一覧 特別徴収区分及び普通徴収区分をそれぞれ集計する		実施して もしく も良い	実施して もしく も良い		EIOで代替可							
内部	213	徴収取扱費交付金算定資料	徴収取扱費交付金算定の資料		実施して もしく も良い	実施して もしく も良い		EIOで代替可					報告	帳票要件No. 210と同様の理由から、左記の帳票要件は標準 仕様書から削除といたします。	